

羽咋市

下水道事業経営戦略改定

令和8年度～令和17年度（2026年度～2035年度）

令和7年9月改定

羽咋市産業建設部上下水道課

目次

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| 第1章 経営戦略改定の趣旨 | |
| 1-1 | 経営戦略改定の目的1 |
| 1-2 | 経営環境の変化2 |
| 1-3 | これまでの取り組み4 |
| 1-4 | 計画期間9 |
| 1-5 | 経営戦略の位置づけ9 |
| 第2章 現状把握・分析 | |
| 2-1 | 経営状況 10 |
| 2-2 | 施設状況 21 |
| 第3章 将来の事業環境 | |
| 3-1 | 処理区域内人口・水量の予測 22 |
| 3-2 | 使用料収入の見通し 28 |
| 3-3 | 使用料設定の考え方 29 |
| 3-4 | 施設の見通し 30 |
| 3-5 | 組織の見通し 32 |
| 第4章 経営の基本方針 | |
| 4-1 | 将来の経営課題 33 |
| 4-2 | 経営の基本方針 35 |
| 第5章 投資試算 | |
| 5-1 | 投資試算の経営目標 39 |
| 5-2 | 投資試算 39 |
| 5-3 | 投資以外の経費 42 |
| 第6章 財源試算 | |
| 6-1 | 財源試算の経営目標 44 |
| 6-2 | 財源試算 44 |
| 6-3 | 財政収支の見通し 45 |
| 第7章 今後の取り組み | |
| 7-1 | 今後の投資についての取り組み 50 |
| 7-2 | 今後の投資以外の経費についての取り組み 51 |
| 7-3 | 今後の財源についての取り組み 52 |
| 7-4 | 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定 53 |
| 第8章 事後検証・改定など | |
| 8-1 | 情報発信 55 |
| 8-2 | 実効性のあるPDCAサイクルの確立 55 |

第1章 経営戦略改定の趣旨

1-1 経営戦略改定の目的

羽咋市の公共下水道事業は、昭和61年11月に事業着手し、平成5年3月の供用開始以降、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として、鋭意整備を進め、下水道の普及に努めています。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢社会の進行など、社会情勢の変化に伴い、下水道を取り巻く諸情勢が大きく変化し、本市の厳しい財政状況が続く中、経営環境の更なる健全化が求められています。

下水道事業においても水道事業と同様に、平成23年度より地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行し、事業経営の健全化へ向けて一歩踏み出したところです。

このような状況において、総務省では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略*」を策定することを要請し、平成28年度から令和2年度までの間に策定を推進していたことから、本市公共下水道事業においても平成29年3月に、「羽咋市下水道事業経営戦略」を策定しました。

一方で、「経営戦略」は、3～5年毎の検証や評価、そして改定を一連の流れで行うPDCAサイクルを導入して確立させる必要があるとされていることから、策定から8年が経過した令和7年9月において、経営戦略を改定します。

なお、今回の経営戦略においては、汚水処理事業と雨水処理事業を対象としています。

〈用語解説〉

【経営戦略】

「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請された。具体的には、投資の見通し（投資試算）と、財源の見通し（財源試算）を構成要素とした中長期の収支計画であり、組織の効率化、人材育成、広域化、官民連携などの事業効率化・経営健全化の取り組みについても方針を記載するものとなっている。

これを受けて、「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日同上）において、「経済・再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）第3章をいう。）に基づき、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの間に「経営戦略」について策定を推進し、策定率を100%とすることが要請された。

現在においては、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）にて、令和7年度までに経営戦略の見直し率100%とすることが要請されている。

1-2 経営環境の変化

(1) 法改正等の動向

令和6年4月からは水道事業が厚生労働省から国土交通省・環境省に移管され、施設更新や災害対策に関して上下水道が一体となって事業に取り組むこととなりました。

下水道においては令和2年6月の気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会において、「気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言」がなされ、内水ハザードマップの作成・公表・周知の加速化などにより住民の自助・共助の促進を図ることで総合的な浸水対策を促進する方針が示されたほか、令和3年5月には「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）」が公布され、水位周知下水道以外でも想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が必要になるなど、気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策である流域治水による取り組みが求められています。

令和4年度の「石川県広域化・共同化計画」において、羽咋市は、志賀町、宝達志水町とともに「衛生センターを廃止し、志賀町の下水処理施設にてし尿等を共同処理する案」を位置付けています。

(2) 人口減少の推移

経営戦略策定当初は令和17年度に羽咋市の人口が15,600人を下回ると予想されていましたが、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計値では令和17年度に人口が15,400人を下回る結果となっています。経営戦略策定当初の予測以上に人口が減少したことから、今後の水道料金・下水道使用料の収入減少が懸念されます。

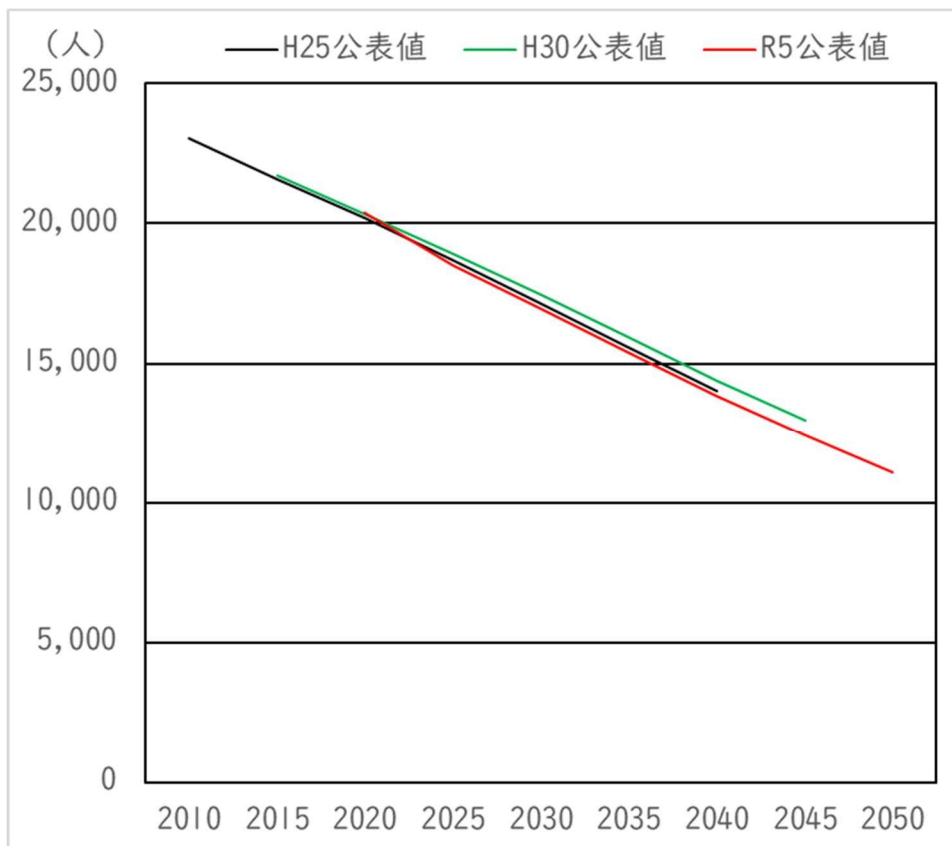


図 1.1 国立社会保障・人口問題研究所公表値の推移

(3)施設の老朽化

本市の下水道は、その多くが1990～2000年代に整備されていることから現在のところ老朽化は緩やかな増加にとどまりますが、長期的な資産利用のために必要となる長寿命化について効率的なストックマネジメントを推進する必要があります。なお、国土交通省が令和6年7月に「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン」を示したことから、ウォーターPPPをはじめとした官民連携（PPP/PFI手法）など、実効性のある事業マネジメントの取り組みを進めていく必要があります。

(4)災害・社会情勢の変化

令和6年1月1日能登半島地震により、官民とも多大な被害を生じました。

行政人口19,857人に対して避難者3,749人。世帯数8,481に対して、り災証明が住宅3,612件、非住宅2,709件に達しました。震災後の調査では、震災の影響を受けた人の割合は64.1%でした。

市内全域で断水し、2/2に断水解消しましたが、3/8まで給水作業を続けました。

下水道は、約184km（うち雨水1km）のうち約18kmが被害を受け、羽咋浄化センターは、場内配管が破断し、塩素混和池が浮上、一部の建物が傾斜しました。下水道の使用制限を行いました。仮設配管により応急復旧を行い、2/2に制限を解除いたしました。浄化槽は48箇所が被害を受け、2/2より修繕を始めました。

このように多大な被害を生じたのは、居住地域に液状化しやすい地盤が多かったためです。

下水道の完全な復旧費用は、現在までの査定で令和6年度価格で污水管きょ約77億円、処理場約5億円、雨水管きょ約4億円、計86億円の見込みですが、物価上昇により増額する可能性があります。

震災後のアンケート調査のうち、「インフラの復旧・強靱化」（3つまで回答）では上下水道の耐震化が65.5%、道路・橋梁等の液状化対策や耐震化が59.9%となり、上下水道と道路にたいする関心の高さを示すものとなりました。

1-3 これまでの取り組み

(1)事業の概要

表 1.1 施設整備の概要

| 年度 | 公共下水道・ 関連特環下水道 | 特定環境保全 公共下水道 | 農業集落排水 | 市町村型 浄化槽 | | |
|-------|---|-----------------|--|---|----------------------------------|----------------------|
| 昭和 61 | 羽咋事業開始 (S61.11) 公共供用開始(H5.3) 使用料改定 公共第2系列完成 | | 中邑知採択(H3.12) 中邑知供用開始(H6.3) 富永採択(H6.9) 富永供用開始(H9.2) 西若部採択(H9.7) | | | |
| 平成 2 | | | | | | |
| 平成 4 | | | | | | |
| 平成 5 | | | | | | |
| 平成 6 | | | | | | |
| 平成 8 | | | | | | |
| 平成 9 | | | | | | |
| 平成 10 | | | | | 余喜本江事業開始 (H10.10) | |
| 平成 11 | | | | | 西若部供用開始(H12.2) | |
| 平成 14 | | | | | 供用開始(H15.3) | |
| 平成 16 | 関連特環事業化 | 全体計画見直し | 公共・関連特環への接 続計画を検討 | 浄化槽事業 開始 (H18.6) 供用開始 (H19.1) | | |
| 平成 18 | 全体計画見直し | | | | | |
| 平成 21 | 公共第3系列完成 | | | | | |
| 平成 26 | 使用料改定 | | | | | |
| 平成 27 | 全体計画見直し | | | | 西若部・中邑知を関連 特環に接続編入(H29.3) | |
| 平成 28 | 経営戦略策定 | | | | | |
| 令和 1 | R6.1.1 能登半島地震 | | | | アクションプランに H37 羽咋への接続検 討を記す | 富永を公共に接続編入 (R2.3) |
| 令和 3 | | | | | アクションプランに R22 羽咋への接続検 討を記す | |
| 令和 5 | | | | | | |
| 令和 7 | | | | | 経営戦略改定 | |

表 1.2 下水道事業の全体計画の変遷

| 計画年度 | 羽咋処理区 | 飯山処理区 | 計 | 余喜本江処理区 | 摘要 | 出典 |
|------|--|---|---|---|---------------------|----------------|
| S61 | 440ha 14,400人 10,500 m ³ /日 | — | 440ha 14,400人 10,500m ³ /日 | — | 当初計画 | H4 年度 認可申請 |
| H9 | 635ha 15,200人 11,200 m ³ /日 | 50ha 1,500人 700 m ³ /日 | 685ha 16,700人 11,900m ³ /日 | — | 羽咋拡大 飯山設定 | H9 年度 計画見直 |
| H10 | — | — | — | 157ha 3,200人 1,657m ³ /日 | 余喜本江 処理区 設定 | H10 年度 認可申請 |
| H14 | 789ha 16,300人 10,100 m ³ /日 | 72ha 1,400人 800 m ³ /日 | 861ha 17,700人 10,900m ³ /日 | 157ha 3,200人 1,660m ³ /日 | 羽咋・ 飯山拡大 | H14 年度 認可申請 |
| H18 | 685ha 13,720人 7,890 m ³ /日 | 15ha 280人 110 m ³ /日 | 700ha 14,000人 8,000m ³ /日 | 78ha 960人 420m ³ /日 | 縮小して 浄化槽で 代替 | H18 年度 計画見直 |
| H26 | 738ha 10,350人 4,704 m ³ /日 | 70ha 800人 285 m ³ /日 | 808ha 11,150人 4,989m ³ /日 | 78ha 630人 221m ³ /日 | 農集を羽 咋と飯山 へ接続 | H26 年度 計画見直 |
| R3 | 738ha 11,500人 5,178 m ³ /日 | 70ha 890人 359 m ³ /日 | 808ha 12,390人 5,537m ³ /日 | 78ha 700人 243m ³ /日 | 人口・水 量見直し | R3 年度 事業計画 |

表 1.3 下水道事業の事業計画の変遷

| 計画年度 | 羽咋処理区 | 飯山処理区 | 計 | 余喜本江処理区 | 摘要 | 出典 |
|------|---|---|---|--|--------------------|-----------|
| S61 | 77ha 4,700人 2,400 m ³ /日 | — | 77ha 4,700人 2,400 m ³ /日 | — | 当初計画 | H4年度認可申請 |
| H4 | 238ha 8,000人 5,700 m ³ /日 | — | 238ha 8,000人 5,700 m ³ /日 | — | 区域拡大 | H4年度認可申請 |
| H9 | 521ha 13,300人 9,800 m ³ /日 | — | 521ha 13,300人 9,800 m ³ /日 | — | 区域拡大 | H9年度認可申請 |
| H10 | — | — | — | 49ha 1,000人 510m ³ /日 | 余喜本江当初計画 | H10年度認可申請 |
| H14 | 664ha 15,900人 8,800 m ³ /日 | — | 664ha 15,900人 8,800 m ³ /日 | 99ha 2,000人 1,110m ³ /日 | 区域拡大 | H14年度認可申請 |
| H16 | 664ha 15,900人 8,846 m ³ /日 | 28ha 590人 273 m ³ /日 | 692ha 16,490人 9,119 m ³ /日 | — | 飯山設定 | H16年度認可申請 |
| H19 | 685ha 14,330人 8,171 m ³ /日 | 15ha 280人 113 m ³ /日 | 700ha 14,610人 8,284m ³ /日 | 78ha 1,220人 521m ³ /日 | 規模縮小 浄化槽で 代替 | H19年度認可申請 |
| H26 | 685ha 12,500人 5,628 m ³ /日 | 15ha 280人 99 m ³ /日 | 700ha 12,780人 5,727m ³ /日 | 78ha 1,060人 372m ³ /日 | 人口・水量見直し | H26年度事業計画 |
| H27 | 701ha 10,350人 5,593 m ³ /日 | 70ha 1,240人 441 m ³ /日 | 808ha 11,150人 6,034m ³ /日 | 78ha 1,060人 372m ³ /日 | 農集を羽咋と飯山へ接続 | H27年度事業計画 |
| R3 | 738ha 11,500人 5,178 m ³ /日 | 70ha 890人 359 m ³ /日 | 808ha 12,390人 5,537m ³ /日 | 78ha 700人 243m ³ /日 | 人口・水量見直し | R3年度事業計画 |

令和6年度までの38年間の施設整備の結果、全事業普及率81.9%、全事業水洗化率87.4%に達しました。

行政人口が減少しているため、処理人口は平成20年度、水洗化人口は平成30年度に最高値となり、以後は減少しました。

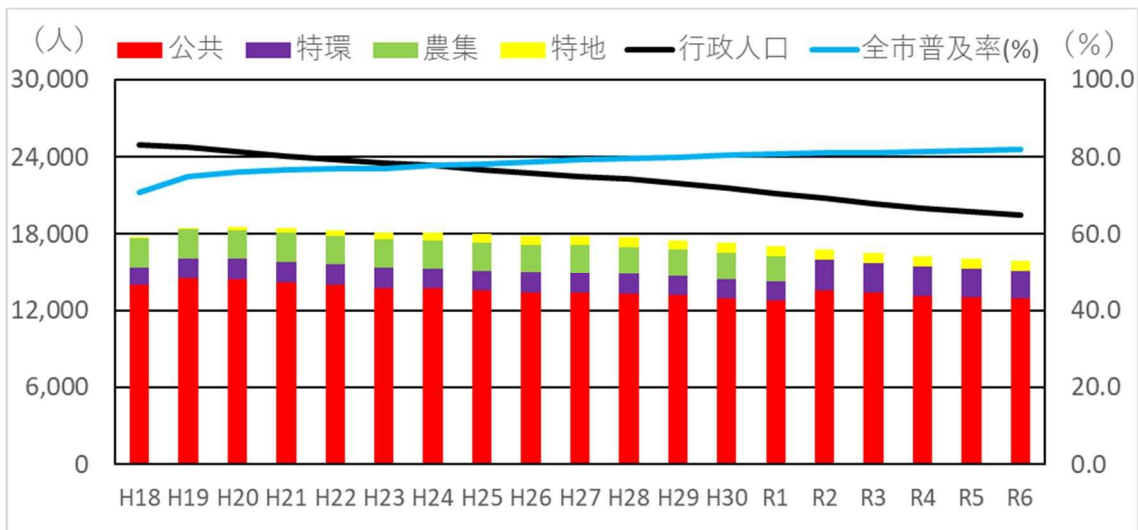


図 1.2 処理人口と普及率の推移
 普及率(%) = 処理人口 / 行政人口 × 100

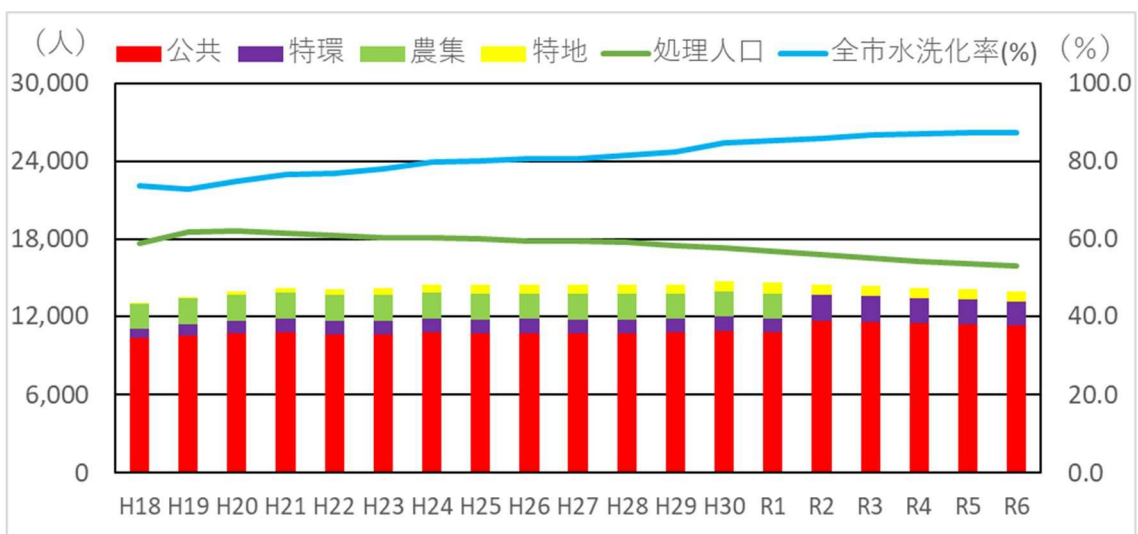


図 1.3 水洗化人口と水洗化率の推移
 水洗化率(%) = 水洗化人口 / 処理人口 × 100

(2)計画の見直し

現在の計画につながるものとして、平成18～19年度と、平成26～27年度に計画の見直しが実施されています。

これにより、集合処理の処理場は7箇所から2箇所に集約され、集合処理から外れた地区は、浄化槽で整備する計画となりました。

計画の見直し検討は、今後も実施する予定です（参照：図2.4.1）。

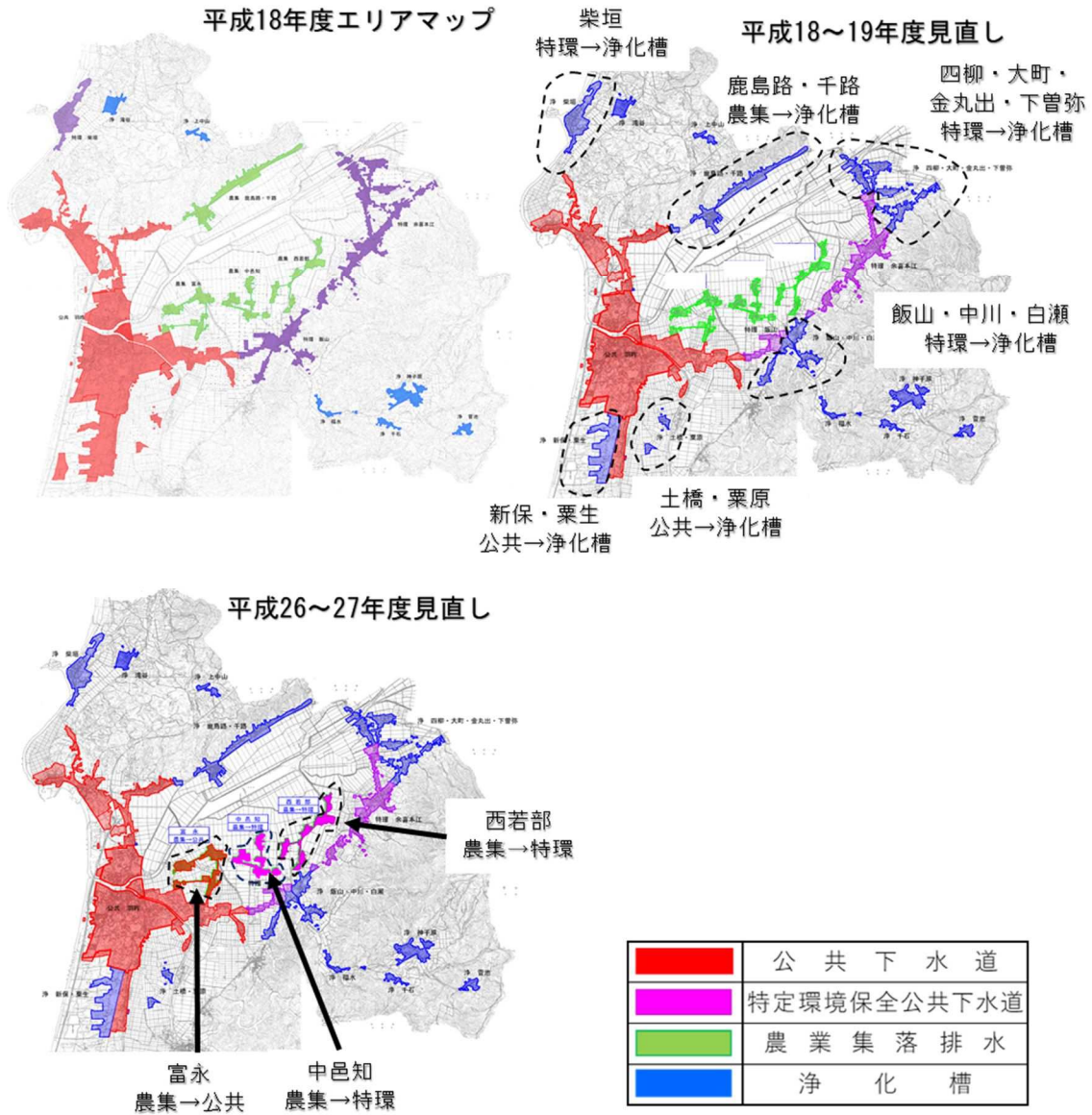


図1.4 計画見直しの概要

表1.3 計画見直しの概要（処理場）

単位：箇所

| | 平成18年度 エリアマップ | 平成18～19年度 見直し | 平成26～27年度 見直し |
|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 公共下水道 | 1 | 1 | 1 |
| 特定環境保全公共下水道 | 2 | 1 | 1 |
| 農業集落排水 | 4 | 3 | 0 |
| 計 | 7 | 5 | 2 |

1-4 計画期間

計画期間は、令和8～17年度までの10年間とします。

なお、財政計画においては人口減少等を考慮した料金収入、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用、物価上昇等を反映した維持管理費等を的確に反映させることで、収支を維持するうえで必要となる経営改善の推進に努めます。

1-5 経営戦略の位置付け

「羽咋市下水道事業経営戦略」は、図1.5に示すとおり、本市の最上位計画である「羽咋市総合計画」を基に、将来10年間の下水道事業運営計画を示すものです。なお、現在「第6次羽咋市総合計画」の5年目となっており、当該計画は令和12年度で終了するため、本経営戦略についても、計画中間の令和12～13年度を目途に見直しを実施していくこととなります。

また、本経営戦略は、以下に示す下水道事業に係る主要な計画との整合を図りつつ、経営状況を見据えながら、事業を実施していく中で適宜各計画の見直しを図ってまいります。

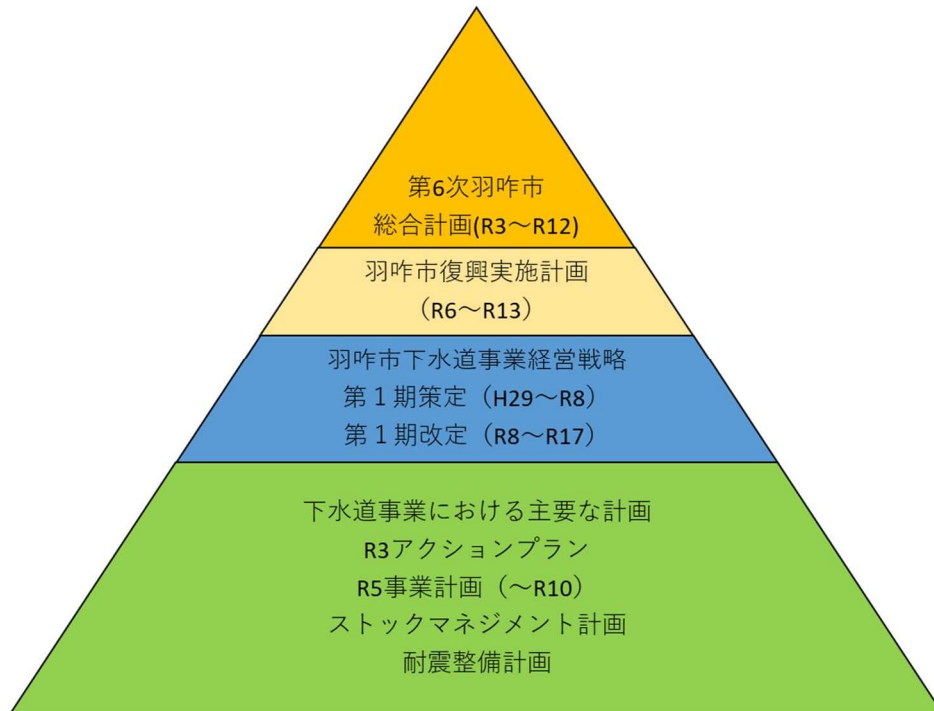


図1.5 羽咋市下水道事業経営戦略の位置付け

〈用語解説〉

【事業計画】

下水道の区域、新規施設、事業費などについて、概ね5～7年間の全体像を示した計画。

【アクションプラン】

10年程度を目途とした汚水処理の概成を目的とした整備計画。

【ストックマネジメント計画（長寿命化計画）】

下水道施設について、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、最適な施設の改築計画を定めた計画。

【耐震整備計画】

大規模な地震時にも下水道の有すべき機能を維持するために、下水道施設について、重要な下水道の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせることによって最適な地震対策を定めた計画。

第2章 現状把握・分析

2-1 経営状況

2-1-1 下水道事業の概況

本市の下水道事業の概況は表2.1.1～4に示すとおりです。

令和6年度末現在で公共1処理区、特環2処理区、市町村型浄化槽1処理区の計4処理区からなります。

本市の下水道事業は、単独公共下水道事業（羽咋処理区）を昭和61年11月に事業着手し、平成5年3月に供用開始しました。

なお、令和6年度末で下水道普及率（公営企業）は81.9%、水洗化率87.4%となっています。

表2.1.1 羽咋・飯山処理区の計画概要

| 事業種別 | 処理区 | 処理方式 | 処理場名称 | 事業着手年.月 | 供用開始年.月 | 目標年次 | 面積 (ha) | 計画人口 | | | | 処理能力 (m3/日) |
|------|-----|------|----------|---------|---------|---------|------------|-----------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | | 定住 (人) | 日平均 (m3/日) | 日最大 (m3/日) | 時間最大 (m3/日) | |
| 公共 | 羽咋 | OD法 | 羽咋浄化センター | H61.11 | H5.3 | 全体計画R22 | 738.0 | 11,500 | 4,373 | 5,178 | 7,545 | 8,250 |
| | | | | | | 事業計画R10 | 701.0 | 14,410 | 4,668 | 5,605 | 7,940 | 5,500 |
| 特環※1 | 飯山 | - | - | - | - | 全体計画R22 | 70.0 | 890 | 297 | 359 | 508 | 0 |
| | | | | | | 事業計画R10 | 70.0 | 1,030 | 345 | 415 | 587 | 0 |
| 計 | - | OD法 | 羽咋浄化センター | H61.11 | H5.3 | 全体計画R22 | 808.0 | 12,390 | 4,670 | 5,537 | 8,053 | 8,250 |
| | | | | | | 事業計画R10 | 771.0 | 15,440 | 5,013 | 6,020 | 8,527 | 5,500 |

※1. 飯山は羽咋処理区の一部で、都市計画区域外のため、関連特環として扱われる。

出典：R5 事業計画、R6 決算統計

表2.1.2 余喜本江処理区の計画概要

| 事業種別 | 処理区 | 処理方式 | 処理場名称 | 事業着手年.月 | 供用開始年.月 | 目標年次 | 面積 (ha) | 計画人口 | | | | 処理能力 (m3/日) |
|------|------|---------|----------|---------|---------|---------|------------|-----------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | | 定住 (人) | 日平均 (m3/日) | 日最大 (m3/日) | 時間最大 (m3/日) | |
| 特環 | 余喜本江 | 嫌気好気ろ床法 | 酒井浄化センター | H11.3 | H15.3 | 全体計画R22 | 78.0 | 700 | 197 | 243 | 355 | 560 |
| | | | | | | 事業計画R10 | 78.0 | 810 | 229 | 281 | 411 | 560 |

出典：R3 事業計画、R6 決算統計

表2.1.3 特定地域生活排水処理施設の概要

| 事業種別 | 処理区 | 処理方式 | 処理場箇所数 | 事業着手年.月 | 供用開始年.月 | 目標年次 | 面積 (ha) | 計画人口 | | | | 処理能力 (m3/日) |
|--------------|---------|-------|--------|---------|---------|------|------------|-----------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | | 定住 (人) | 日平均 (m3/日) | 日最大 (m3/日) | 時間最大 (m3/日) | |
| 浄化槽市町村整備推進事業 | 公共・特環以外 | 接触ばっ気 | 346 | H18.6 | H19.1 | 全体計画 | 53.0 | 6,644 | 1,609 | - | - | 3,675 |
| | | | | | | 現況R6 | 17.0 | 801 | 194 | - | - | 443 |

出典：R6 決算統計

| 番号 | 事業 | 処理区名 |
|----|------|----------|
| ① | 公共 | 羽咋処理区 |
| ② | 関連特環 | 飯山処理区 |
| ③ | 特環 | 余喜・本江処理区 |
| ④ | 旧農集 | 富永処理区 |
| ⑤ | 旧農集 | 中邑知処理区 |
| ⑥ | 旧農集 | 西若部処理区 |



| 着色 | 事業名 |
|----|---------------------|
| 赤 | 公共下水道事業 |
| 黄 | 関連特定環境保全公共下水道事業 |
| 茶 | 特定環境保全公共下水道事業 |
| 緑 | (旧) 農業集落排水事業 |
| 水色 | 浄化槽事業 (市町村型浄化槽整備事業) |

図 2.1 羽咋市の下水道計画区域図
「令和 3 年度 羽咋市汚水処理構想アクションプラン」より抜粋

2-1-2 下水道使用料

本市の一般汚水の使用料体系は、表 2.2.1 に示すとおり、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用しています。浄化槽（特地）は、表 2.2.2 によります。

表 2.2.1 下水道使用料金表（公共、特環）税込み

| | |
|---------------------|------------|
| 基本水量 | 10立方メートルまで |
| 基本料金 | 1,650円 |
| 超過料金 (1立法メートル当り) | 181.5円 |

※平成 26 年 4 月施行

表 2.2.2 浄化槽料金表（特地）税込み

| | |
|---------------------|------------|
| 基本水量 | 10立方メートルまで |
| 基本料金 | 1,100円 |
| 超過料金 (1立法メートル当り) | 178.2円 |

※平成 26 年 4 月施行

2-1-3 組織体制

下水道事業の職員数は、図 2.2 に示すように年々減少して、2 人となりましたが、復旧事業等の業務量の急拡大により、4 人に増員されました。

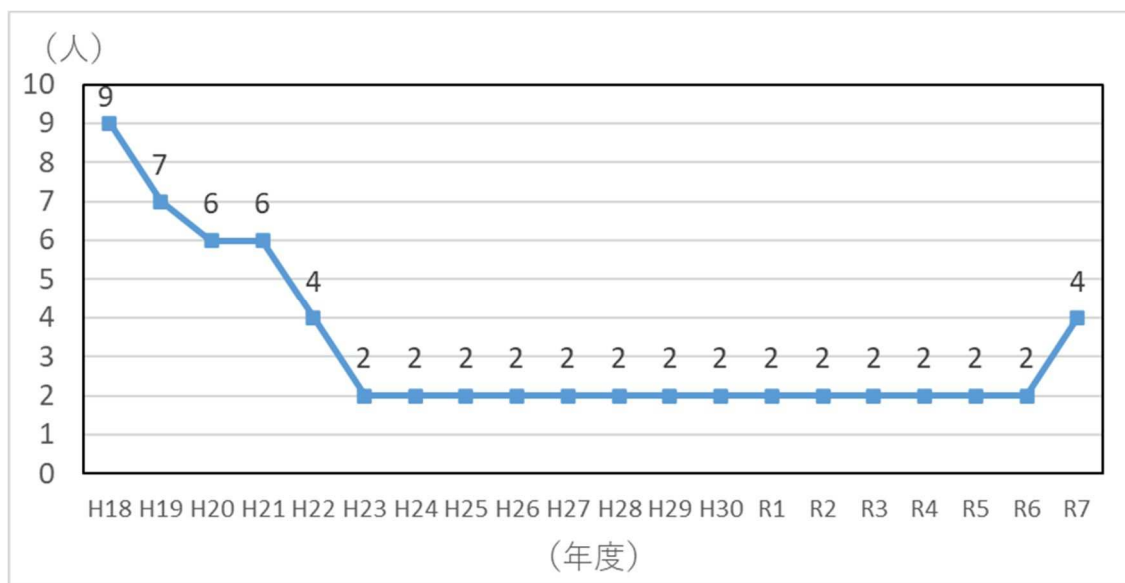


図 2.2 下水道事業職員数の推移

2-1-4 経営改善の推進

下水道を取巻く事業環境の全国的な課題としては、老朽化施設の増大、使用料収入減少などがありますが、本市におきましても例外ではなく、このような状況への解決策として、民間活用や広域化・共同化の手法が挙げられます。

(1) 民間活用の状況

終末処理場、各ポンプ場及び管路施設の維持管理は民間業者へ委託しており、維持管理の効率化を図っています。引き続き、維持管理経費の見直しや業務の効率化のため、可能な分野については民間委託の活用を図っていく方針です。

(2) 広域化・共同化の状況

令和元年度に農集3処理区を公共・特環に接続しました（参照：図 2.3）。

余喜本江処理区の羽咋処理区への接続統合を検討する構想がアクションプランに記されています（参照：図 2.3）。

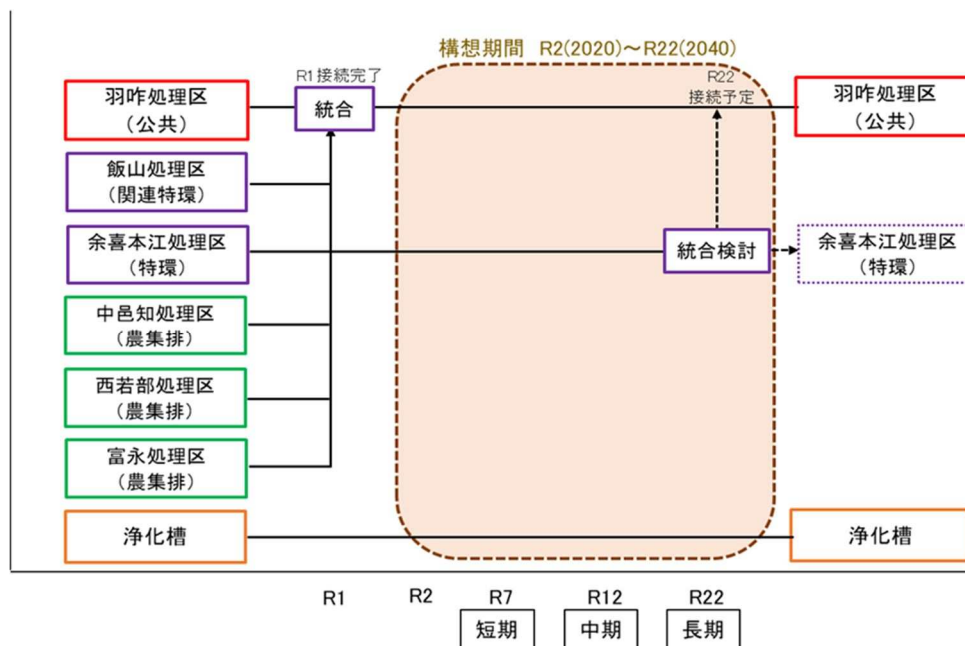


図 2.3 施設計画スケジュール

「令和3年度 羽咋市污水处理構想アクションプラン」より抜粋

〈用語解説〉

【広域化・共同化】

執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための手法の一つとして、複数市町村などによる処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などにより、スケールメリットを生かして効率的な事業運営を図るものである。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）において、「広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、これを受けて総務省・農林水産省・国土交通省・環境省の連名で、令和 4 年度までに都道府県単位で「広域化・共同化計画」を策定することを要請した。これを踏まえ、本市においても「令和 3 年度羽咋市下水道アクションプラン策定業務」を実施しており、経済性や定性的な評価の結果から、農業集落排水 3 処理区を 0 処理区に削減済みであり、さらに特環 1 処理区も検討対象としている。

2-1-5 経営分析

現状分析は、本市の下水道事業における経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、事業規模の類似する団体との比較・特徴の分析を行い、現状の課題を的確に把握するために行います。現状分析に使用する経営指標は、総務省が地方公営企業（下水道事業）の経営比較分析に採用しているもの及び下水道事業の特性を十分に踏まえたものを用い、総務省の定める事業類型が同じ他団体と事業別に比較します。

図 2.4 は、羽咋市と類似団体(全国平均)の経営指標を比較するため、令和 5 年度の状況をレーダーチャートで示したものです。

令和 5 年度は、震災対応のため、処理原価が増加、下水道使用料収入が減少し、類型平均より劣る結果となりました。

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">公共下水道</p> <p style="text-align: center;">— R5 — 類型平均</p> | <p>※類似団体：類型 Cd1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理区域内人口 3 万人未満 ・ 処理区域内人口密度 25 人/ha 未満 ・ 供用開始 30 年以上 <p>水洗化率、施設利用率は、全国平均値より評価が高かった。 他の指標は、全国平均より評価が低かった。</p> |
| <p style="text-align: center;">特定環境保全公共下水道</p> <p style="text-align: center;">— R5 — 類型平均</p> | <p>※類似団体：類型 D2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始 15 年以上 30 年未満 <p>施設利用率と汚水処理原価資本が、全国平均値より評価が低かった。 他の指標は、全国平均値より評価が高かった。 公共下水道と逆の傾向。</p> |
| <p style="text-align: center;">特定地域生活排水</p> <p style="text-align: center;">— R5 — 類型平均</p> | <p>※類似団体：類型 K2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始 15 年以上 30 年未満 <p>水洗化率と有収率が、全国平均値より評価が高かった。 他の指標は、全国平均値より評価が低かった。</p> |

図 2.4 経営分析（令和 5 年度）

〈用語解説〉

【 経常収支比率 】

経常収益／経常費用×100（％）

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

【 経費回収率 】

下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100（％）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

【 汚水処理原価 】

汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量（円）

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

【 汚水処理原価維持管理費 】

汚水処理費のうち維持管理費（公費負担分を除く）／年間有収水量（円）

【 汚水処理原価資本費 】

汚水処理費のうち資本費（公費負担分を除く）／年間有収水量（円）

【 施設利用率 】

晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100（％）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要である。

2-1-6 羽咋市全体の実績

企業会計に移行した平成23年度から令和6年度の羽咋市全体（公営企業3事業の計）の実績を、表2.3.1～4、図2.5.1～5に示します。

表 2.3.1 業務量等

| 区分 | 年度 | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 現在処理区域内人口(人) | 18,110 | 18,146 | 18,005 | 17,853 | 17,847 | 17,746 | 17,555 |
| 行政区域内人口(人) | 23,530 | 23,311 | 23,026 | 22,723 | 22,493 | 22,289 | 21,974 |
| 普及率(%) | 76.97 | 77.84 | 78.19 | 78.57 | 79.34 | 79.62 | 79.89 |
| 水洗化人口(人) | 14,137 | 14,455 | 14,420 | 14,431 | 14,403 | 14,454 | 14,470 |
| 水洗化率(%) | 78.06 | 79.66 | 80.09 | 80.83 | 80.70 | 81.45 | 82.43 |
| 年間総処理水量(m3) | 1,492,772 | 1,762,279 | 1,819,374 | 1,788,097 | 1,758,551 | 1,711,860 | 1,777,692 |
| 1日平均処理水量(m3) | 4,079 | 4,828 | 4,985 | 4,899 | 4,805 | 4,690 | 4,870 |
| 年間有収水量(m3) | 1,454,142 | 1,450,609 | 1,451,778 | 1,436,841 | 1,434,346 | 1,429,818 | 1,463,377 |
| 有収率(%) | 97.41 | 82.31 | 79.80 | 80.36 | 81.56 | 83.52 | 82.32 |
| 水洗化人口1人1日処理水量(L/人日) | 289 | 334 | 346 | 339 | 334 | 324 | 337 |
| 水洗化人口1人1日有収水量(L/人日) | 281 | 275 | 276 | 273 | 272 | 271 | 277 |

| 区分 | 年度 | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 現在処理区域内人口(人) | 17,344 | 17,095 | 16,841 | 16,574 | 16,279 | 16,105 | 15,936 |
| 行政区域内人口(人) | 21,573 | 21,175 | 20,784 | 20,399 | 20,015 | 19,714 | 19,450 |
| 普及率(%) | 80.40 | 80.73 | 81.03 | 81.25 | 81.33 | 81.69 | 81.93 |
| 水洗化人口(人) | 14,709 | 14,583 | 14,464 | 14,375 | 14,161 | 14,077 | 13,934 |
| 水洗化率(%) | 84.81 | 85.31 | 85.89 | 86.73 | 86.99 | 87.41 | 87.44 |
| 年間総処理水量(m3) | 1,769,668 | 1,738,339 | 1,755,992 | 1,784,927 | 1,826,750 | 1,889,507 | 1,923,067 |
| 1日平均処理水量(m3) | 4,848 | 4,750 | 4,811 | 4,890 | 5,005 | 5,163 | 5,269 |
| 年間有収水量(m3) | 1,435,078 | 1,423,979 | 1,435,787 | 1,421,139 | 1,410,796 | 1,342,655 | 1,370,493 |
| 有収率(%) | 81.09 | 81.92 | 81.77 | 79.62 | 77.23 | 71.06 | 71.27 |
| 水洗化人口1人1日処理水量(L/人日) | 330 | 326 | 333 | 340 | 353 | 367 | 378 |
| 水洗化人口1人1日有収水量(L/人日) | 267 | 267 | 272 | 271 | 273 | 261 | 269 |

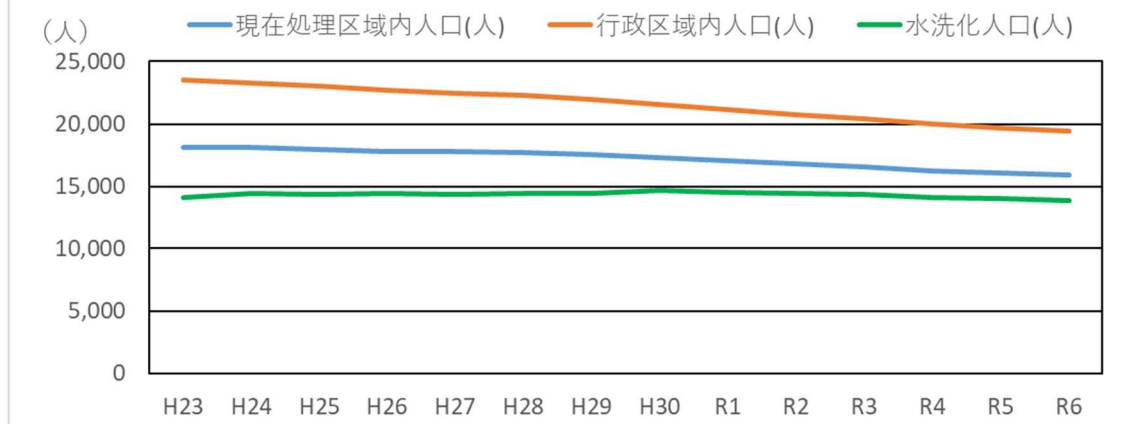


図 2.5.1 業務量等 (1)

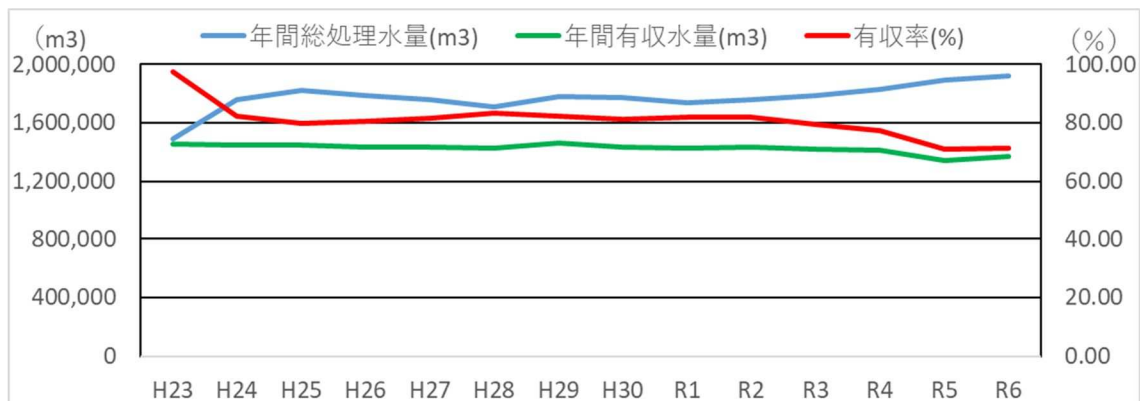


図 2.5.2 業務量等 (2)

平成23年度から令和6年度に水洗化人口が1.4%減少、総処理水量が28.8%増加。有収水量が5.8%減少、営業収益は1.2%減少、営業外収益は33.9%増加、下水道事業収益は21.8%増加でしたが、直近5年間では減少しました。

表 2.3.2 事業収益（税抜き）

| 区分 | 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 下水道事業収益（千円） | | 701,724 | 699,319 | 697,895 | 936,129 | 912,779 | 912,542 | 910,557 |
| 営業収益（千円） | | 241,197 | 242,129 | 242,498 | 256,587 | 258,599 | 255,372 | 258,427 |
| 営業外収益（千円） | | 460,527 | 457,190 | 454,355 | 679,542 | 654,180 | 657,170 | 652,130 |
| 特別利益（千円） | | 0 | 0 | 1,042 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区分 | 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 下水道事業収益（千円） | | 914,088 | 911,050 | 901,935 | 903,275 | 870,756 | 856,545 | 854,766 |
| 営業収益（千円） | | 248,933 | 243,847 | 245,399 | 243,585 | 242,946 | 213,523 | 238,361 |
| 営業外収益（千円） | | 665,155 | 667,203 | 656,536 | 659,690 | 627,810 | 642,453 | 616,405 |
| 特別利益（千円） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



図 2.5.3 事業収益（税抜き）

平成23年度から令和6年度に営業費用は34.8%増加し、営業外費用は70.4%減少し、下水道事業費用は5.5%減少し、直近5年間も減少でした。

表 2.3.3 事業費用（税抜き）

| 区分 | 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 下水道事業費用（千円） | | 780,983 | 784,768 | 758,287 | 951,953 | 919,232 | 897,564 | 867,854 |
| 営業費用（千円） | | 481,836 | 482,852 | 482,542 | 693,178 | 677,731 | 671,709 | 662,143 |
| 営業外費用（千円） | | 299,147 | 286,040 | 271,497 | 256,518 | 241,481 | 225,779 | 205,552 |
| 特別損失（千円） | | 0 | 15,876 | 3,969 | 2,536 | 20 | 41 | 194 |
| 区分 | 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 下水道事業費用（千円） | | 827,156 | 810,027 | 786,449 | 770,401 | 737,361 | 741,563 | 738,155 |
| 営業費用（千円） | | 639,691 | 640,783 | 638,786 | 636,157 | 619,079 | 631,439 | 649,411 |
| 営業外費用（千円） | | 187,017 | 169,216 | 147,643 | 133,874 | 118,037 | 108,210 | 88,672 |
| 特別損失（千円） | | 398 | 78 | 20 | 370 | 245 | 1,824 | 72 |

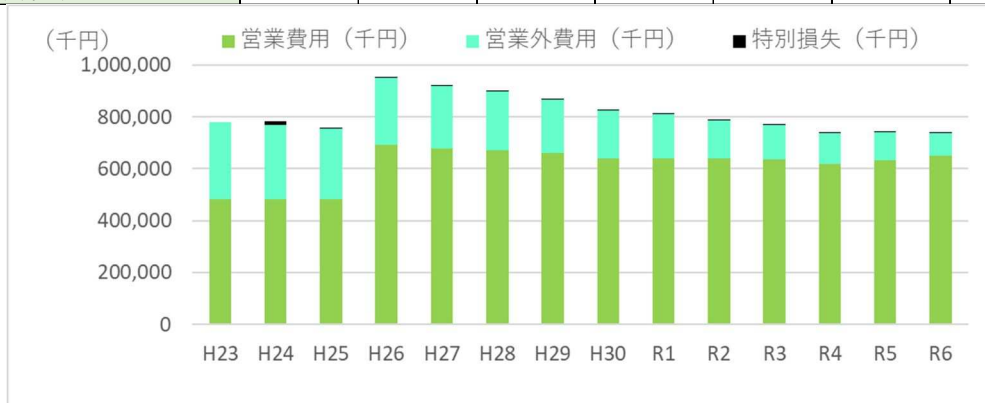


図 2.5.4 事業費用（税抜き）

経費回収率は、平成28年度から100%を超えましたが、令和5年度は震災の影響で使用料収入が減少したため低下し、令和6年度に回復しました。

有形固定資産減価償却率は、年々上昇して、28%程度となりました。

管渠老朽化率は0%でした。

表 2.3.4 経営指標

| 区分 | 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 経費回収率(%) | | 70.65 | 88.86 | 84.00 | 95.37 | 99.38 | 103.94 | 106.21 |
| 有形固定資産減価償却率(%) | | 1.96 | 3.84 | 5.62 | 11.79 | 13.97 | 15.95 | 17.61 |
| 管渠老朽化率(%) | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 区分 | 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 経費回収率(%) | | 116.95 | 127.54 | 122.30 | 126.10 | 128.31 | 79.96 | 106.34 |
| 有形固定資産減価償却率(%) | | 19.30 | 20.93 | 22.50 | 23.90 | 25.21 | 26.54 | 27.80 |
| 管渠老朽化率(%) | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

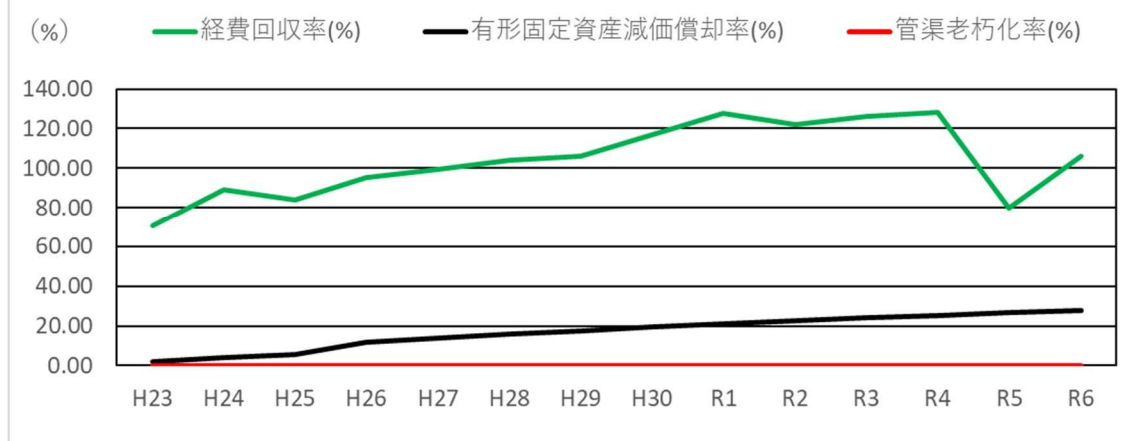


図 2.5.5 経営指標

2-2 施設状況

本市の下水道施設の概況は表 2.4 に示すとおりです。管路は約 184 km が整備済み、ポンプ場及び処理場が整備済みであり、今後は主に老朽施設（管路・マンホールポンプ）の改築事業、耐震整備事業を進めていく方針です。

表 2.4 下水道施設の概況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

| | 公共下水道 | 特定環境保全 公共下水道 | 特定地域 生活排水 | 計 |
|-------------------------------|-------|-----------------|--------------|-------|
| 下水管布設延長 (km) | 145 | 39 | 0 | 184 |
| ポンプ場 (箇所) | 1 | 0 | 0 | 1 |
| マンホールポンプ (箇所) | 46 | 23 | 0 | 69 |
| 処理場 (箇所) | 1 | 1 | 346 | 348 |
| 晴天最大処理能力 (m ³ /日) | 8,250 | 560 | 443 | 9,253 |
| 晴天時最大処理水量 (m ³ /日) | 6,744 | 353 | - | 7,097 |
| 晴天時平均処理水量 (m ³ /日) | 4,821 | 253 | 194 | 5,268 |
| 晴天時最大稼働率 (%) | 81.7 | 63.0 | - | 80.6 |
| 終末処理場施設利用率 (%) | 58.4 | 45.2 | 43.8 | 56.9 |

出典：R6 決算統計、R3 スtockマネジメント（マンホールポンプ場）

※公共の処理場は第 2・3 系列を常用。特環の処理場は 2 池のうち 1 池を常用。

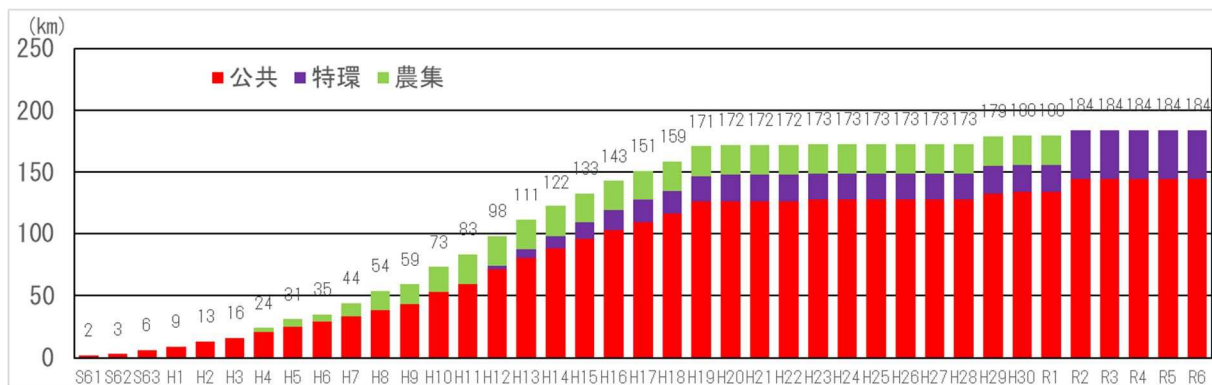


図 2.6.1 集合処理の管きょ延長の推移

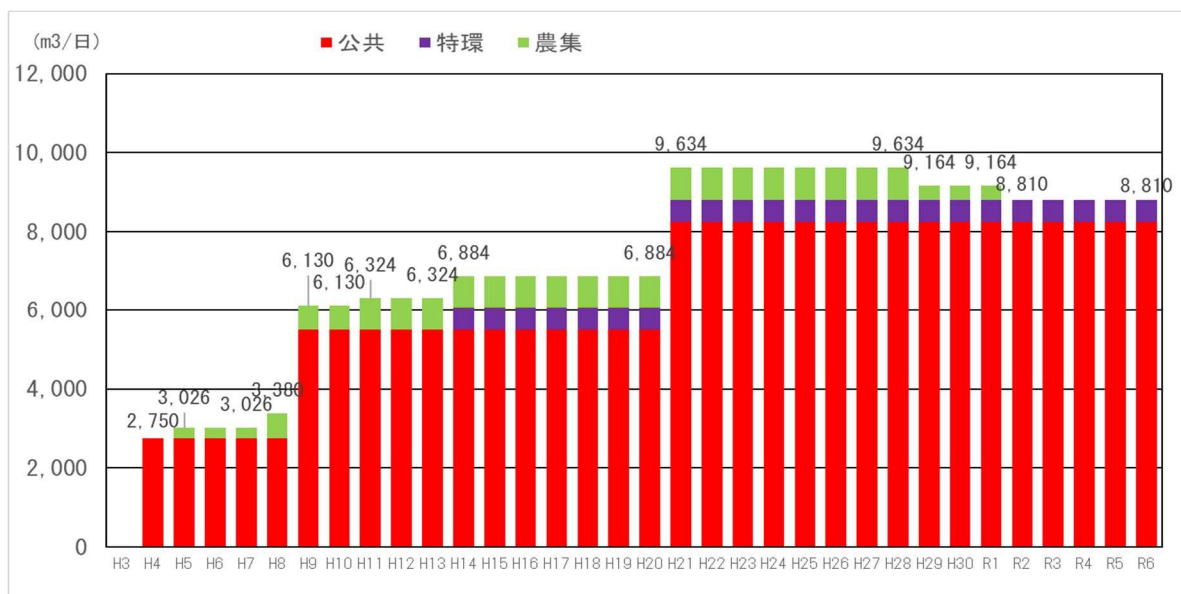


図 2.6.2 集合処理の処理能力の推移

第3章 将来の事業環境

3-1 処理区域内人口・水量の予測

処理区域内人口・水量は行政人口の動向を踏まえて予測しました。

3-1-1 行政人口

将来の行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に、図3.1に示すとおり、令和6年度の19,450人から、令和17年度には15,967人に減少すると想定しています。

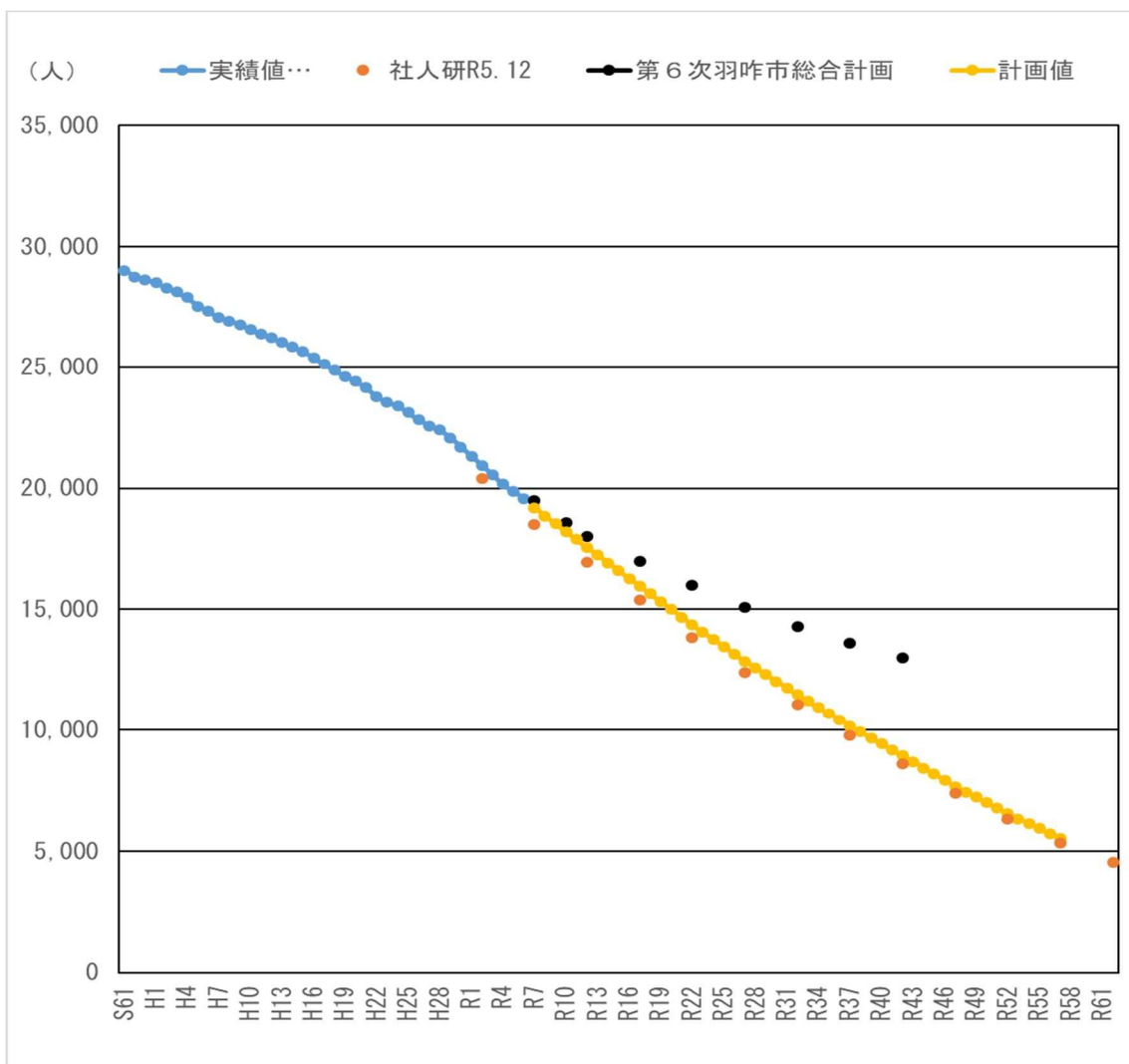


図3.1 住民基本台帳実績値と社人研R5公表値

※社人研は、住民基本台帳実績値より少なくなるため、補正して、実績値と滑らかに接続

3-1-2 人口・水洗化人口・計画日平均水量

平成15年度から令和5年度の各事業の処理人口、水洗化人口、浄化槽設置基数により時系列推計を行い、推計結果の合計が、行政人口に収まるように、調整し、令和17年度と令和57年度までの計画値としました。

計画水洗化人口は、計画処理人口に水洗化率を乗じて算定しました。

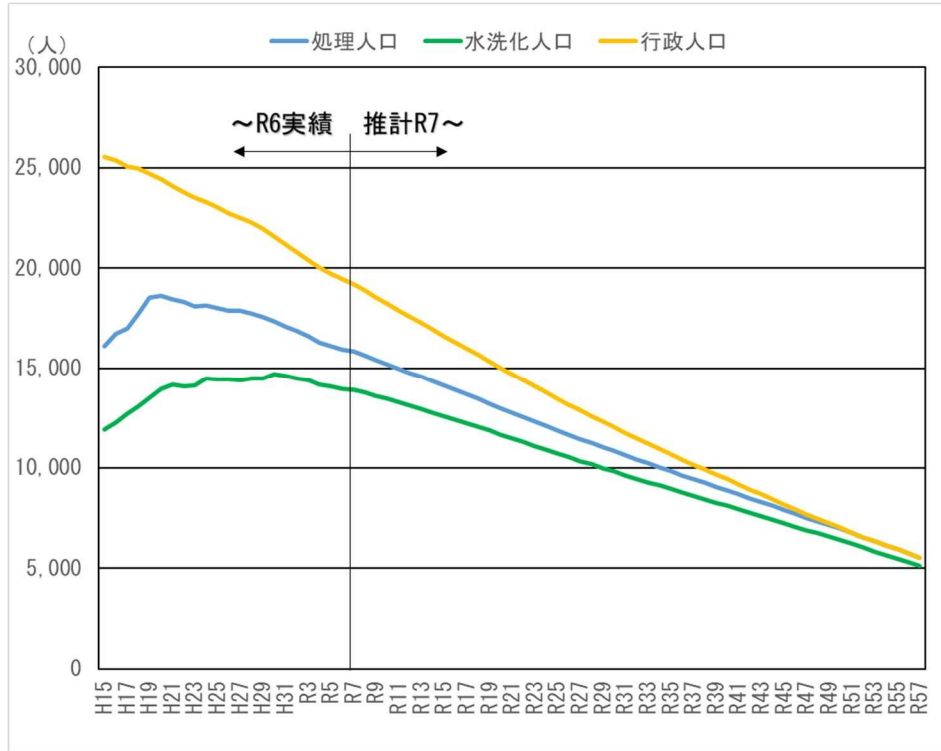


図 3.2 行政人口、処理人口、水洗化人口の推計値

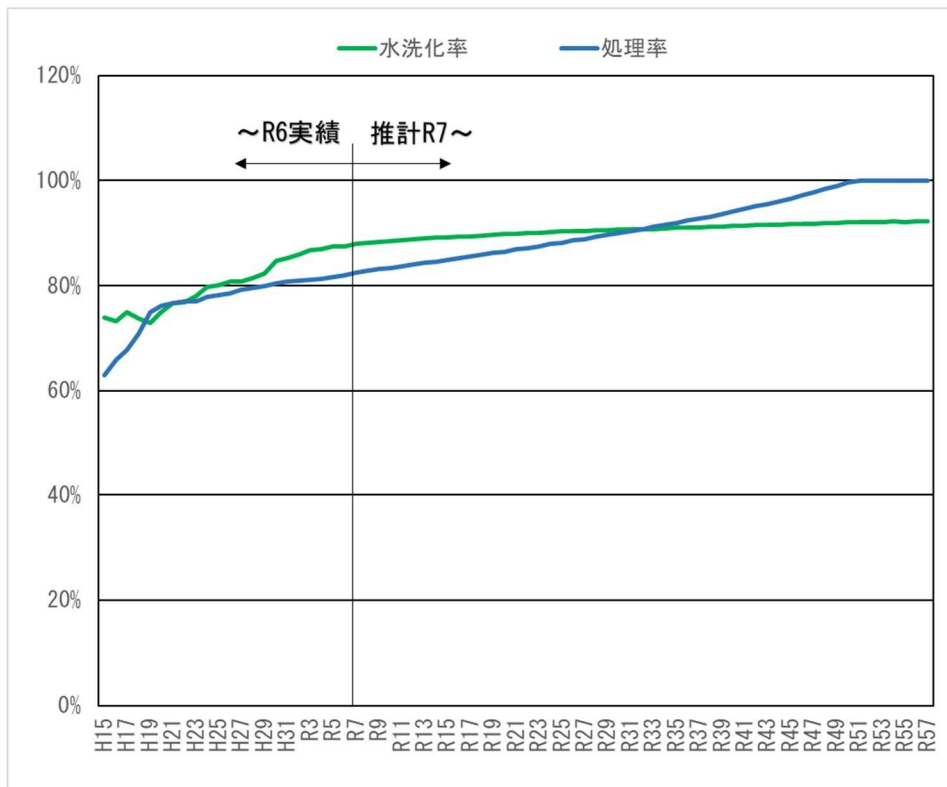


図 3.3 処理率・水洗化率の推計値

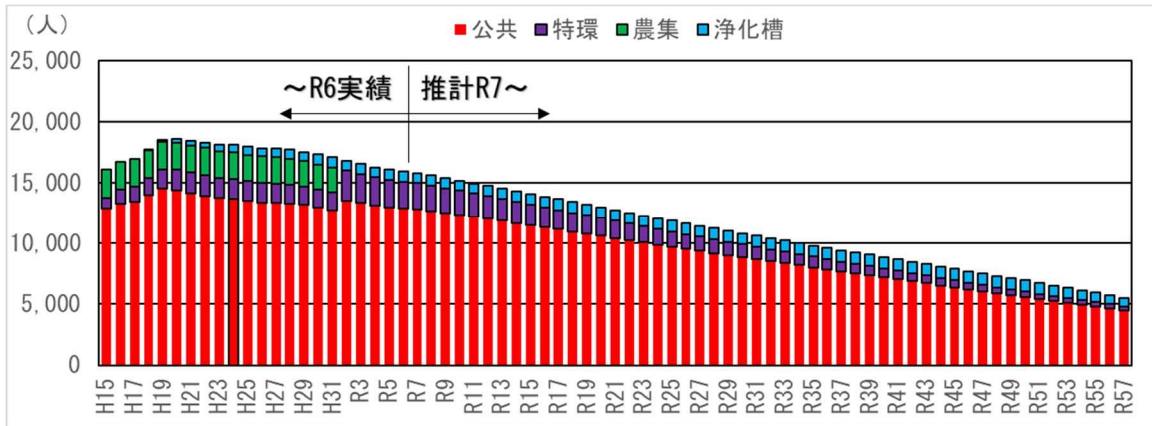


图 3.4 計画処理人口

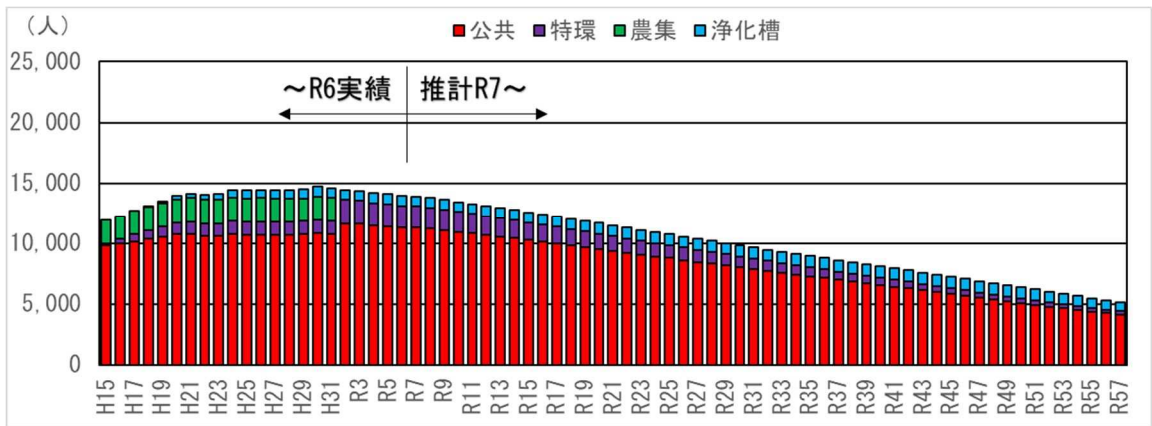


图 3.5 計画水洗化人口

原単位は、令和6年度までの実績により設定しました。

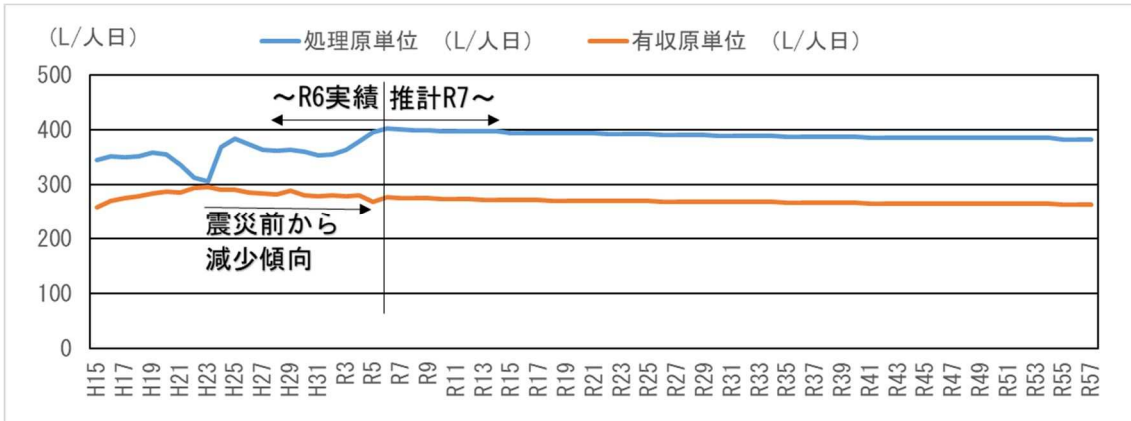


図 3.6.1 計画日平均原単位（公共）
※有収率は令和6年度実績値で固定

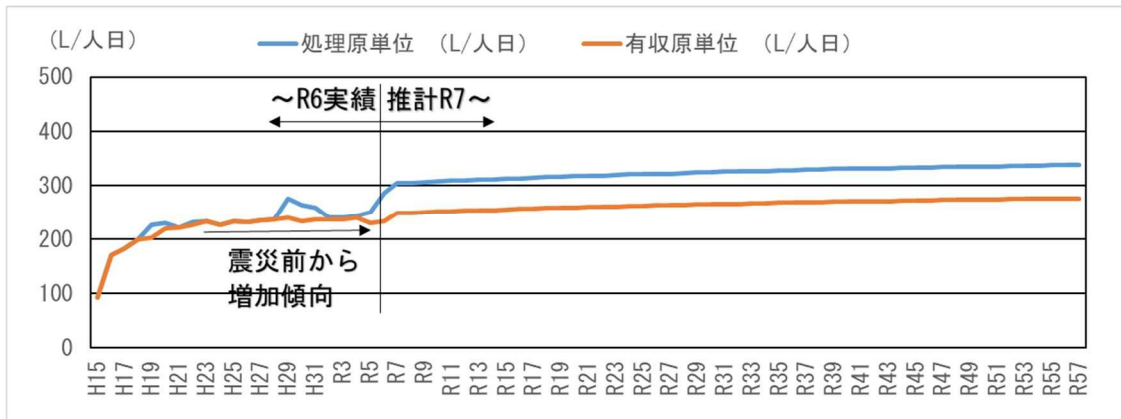


図 3.6.2 計画日平均原単位（特環）
※有収率は令和6年度実績値で固定

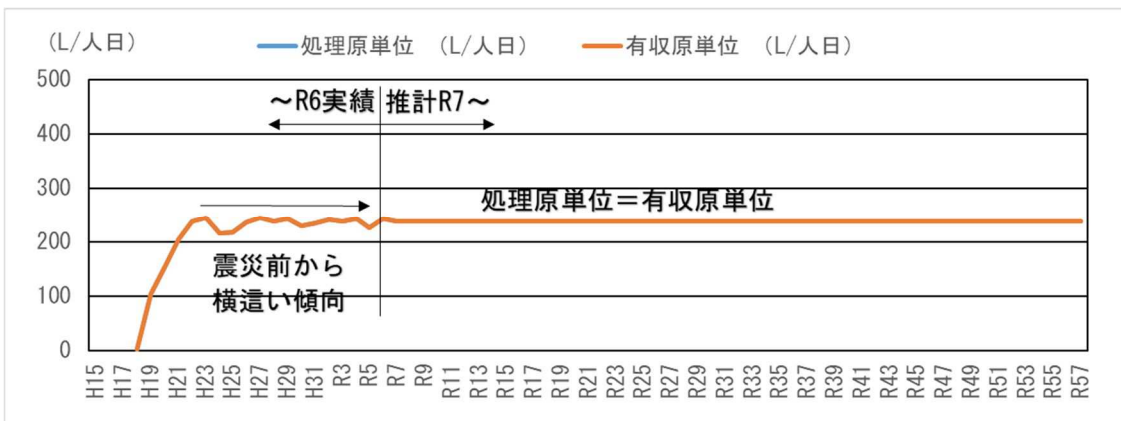


図 3.6.3 計画日平均原単位（特地）
※有収率は令和6年度実績値で固定=100%

公共と特環は、ほぼ整備終了し、今後の水洗化率の向上はありますが、人口減少のため、水洗化人口が減少し、有収水量は減少の見込みです。処理水量は、管きよの老朽化と震災による破損で浸入水が増加していますが、復旧工事の進行により、現在以上にはならないと考えられます。

特地（浄化槽事業）は、今後の整備があるため、有収水量は増加しますが、将来は整備終了し、人口減少のため、有収水量が減少に転じます。

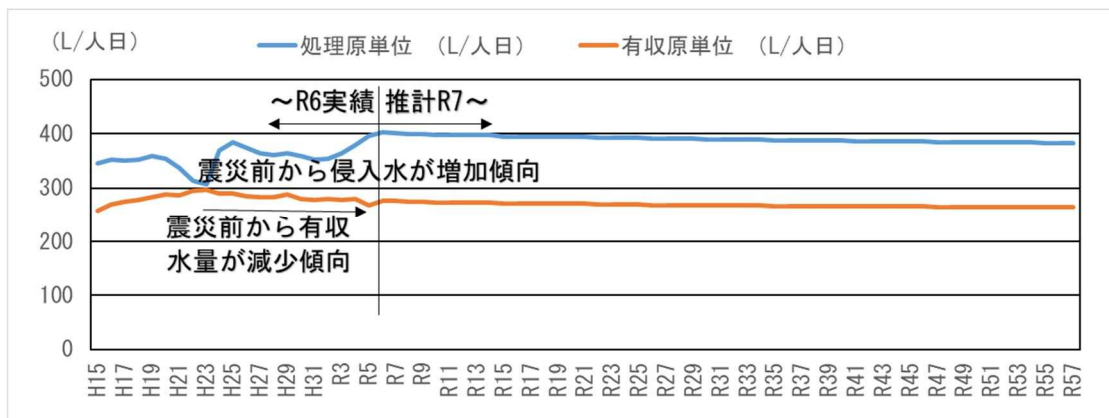


図 3.7.1 計画日平均水量（公共）

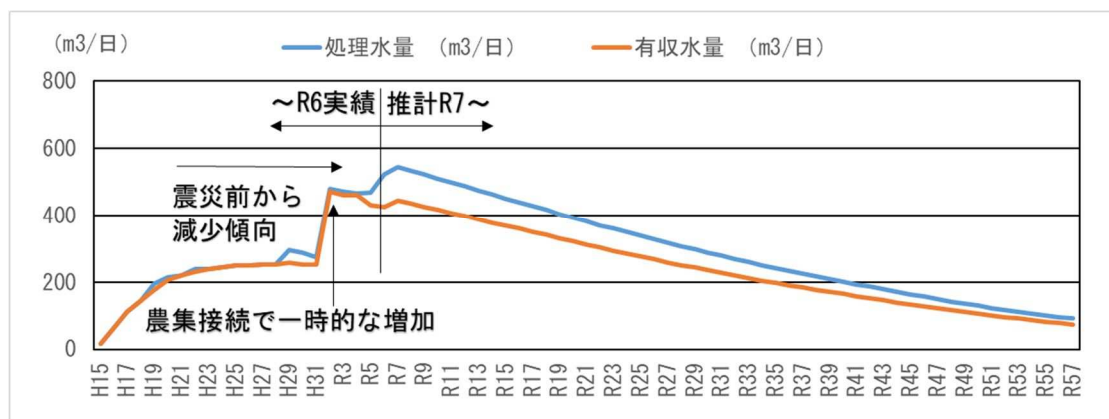


図 3.7.2 計画日平均水量（特環）

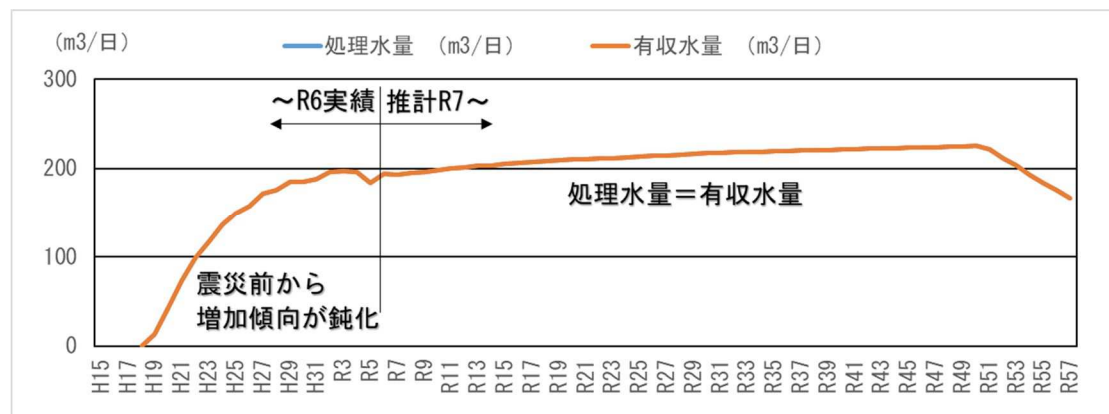


図 3.7.3 計画日平均水量（特地）

計画処理水量、計画有収水量は、計画日平均に 365 日または 366 日 を乗じて算定しました。

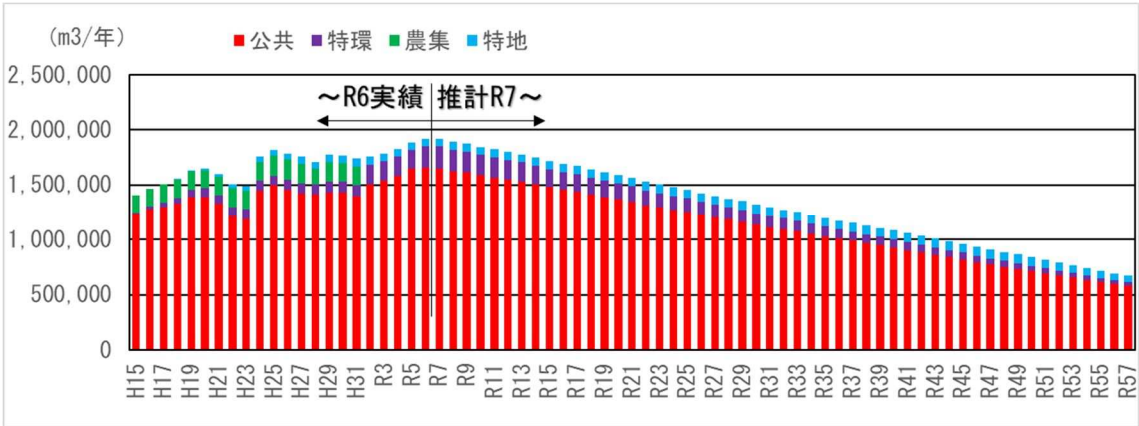


図 3.8 計画処理水量

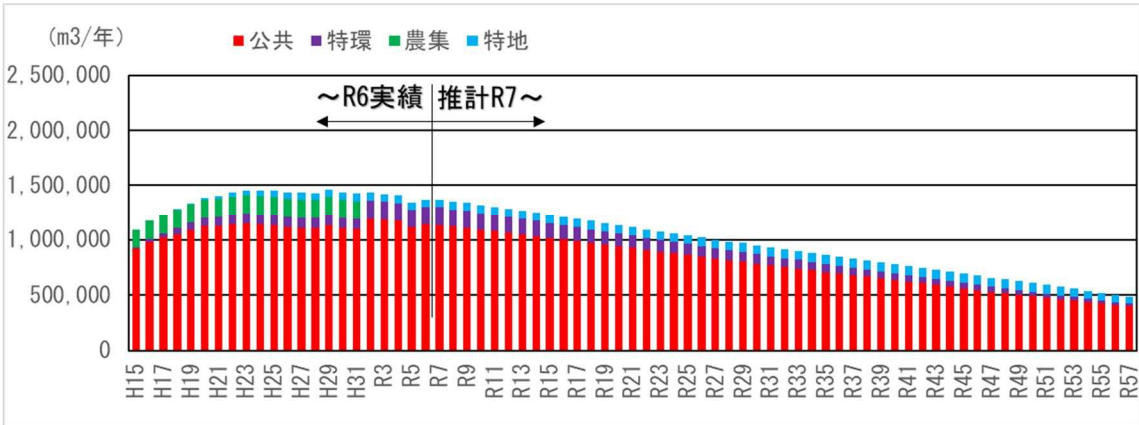


図 3.9 計画有収水量

3-2 使用料収入の見通し

使用料収入は有収水量に使用料単価を乗じて算出しました。
 使用料単価は、令和6年度実績値としました。

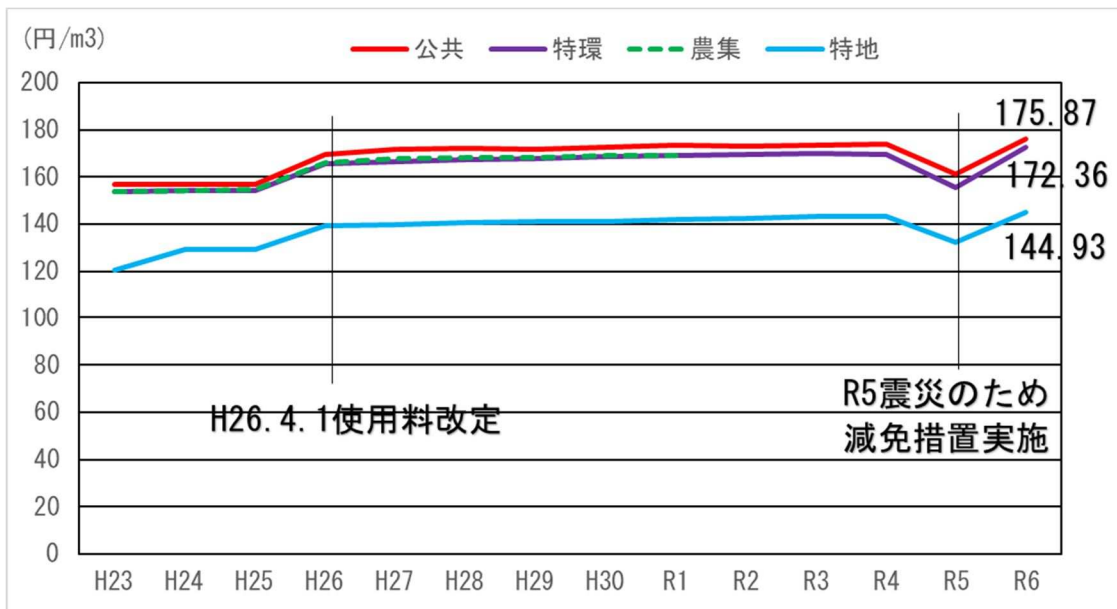


図 3.10 使用料単価の実績

有収水量の減少に伴い使用料収入は減少していきます。

使用料収入は令和6年度で約2億3千8百万円でしたが、本計画期間の最終年度である令和17年度には現行料金の場合、約2億7百万円まで減少する見込みです。

使用料収入を維持する場合、10%から20%程度の改定が必要となってきます。

※令和17年度使用料収入予測

| | |
|--------|----------|
| 現行料金 | 2億7百万円 |
| 10%改定値 | 2億2千8百万円 |
| 20%改定値 | 2億4千9百万円 |
| 30%改定値 | 2億7千万円 |

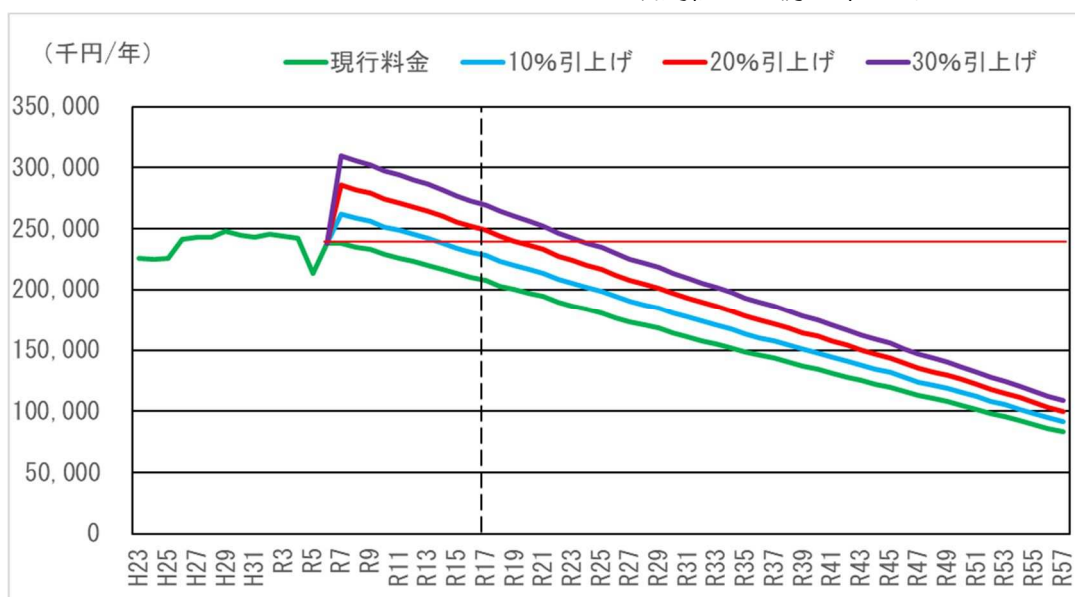


図 3.11 使用料収入の見通し (3事業合計)

3-3 使用料設定の考え方

地方公営企業法における使用料設定の考え方としては、図 3.12 で示すような総括原価方式が妥当であるとされており、これは、汚水処理に必要な費用を必要な分だけ徴収するという考え方になります。

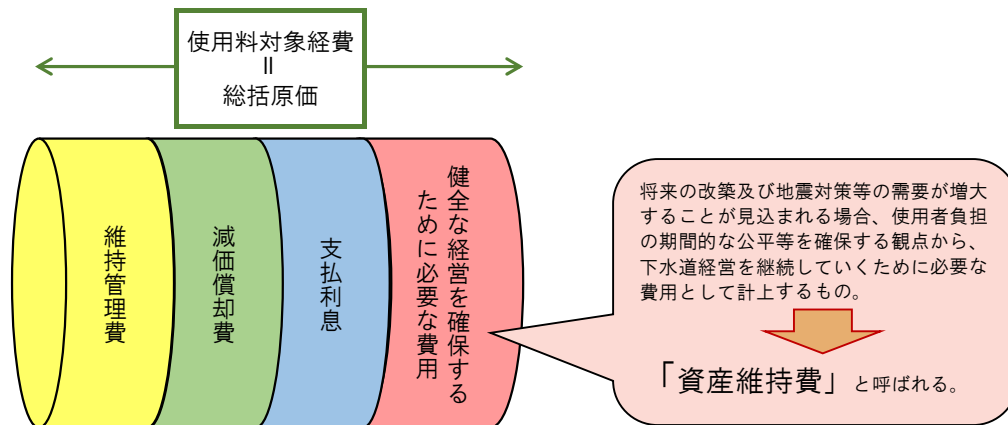
具体的には、下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費・減価償却費・支払利息）を使用料対象経費と考え、当該経費について、見込まれる使用料収入で賄っていくという考え方になります。

ただし、下水道事業の特性より、当該経費のうち、維持管理費は使用料収入を充てますが、それ以外は、公費負担としています。

なお、将来の改築及び耐震整備などの需要が増大することが見込まれる場合には、使用者負担の期間的な公平などを確保する観点から、健全な下水道経営を継続していくための費用として「資産維持費」を計上し、これを含めて使用料対象経費とする必要があります。

「資産維持費」については、今回の計画では計上しない方針です。

総括原価方式は、今後の使用料算定の基礎となる費用や根拠が分かり易く、また過大な利益あるいは損失を生じることなく適正な原価を回収できるといったメリットがありますが、資金不足回避の観点から、現金主義に基づく収支の積上げを原則として設定する資金収支方式による検討も踏まえ、総合的な観点から使用料改定の水準を決定していくことが必要と考えられます。



3-4 施設の見通し

今後の下水道事業の予定は次のとおりです。

3-4-1 新設事業

(1)管渠（管路・マンホールポンプ）

汚水幹線は、管路・マンホールポンプが整備済です。

開発に伴う汚水枝線は、予定がありません。

雨水幹線・枝線は、予定がありません。

(2)ポンプ場

整備済です。

(3)処理場・浄化槽

処理場は整備済であり、農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続統合する事業は令和元年度末に終了しています。

浄化槽は、特定地域生活排水で令和17年度までに年間5～10基を目安に新設の見込みです。

3-4-2 改築事業

(1)管渠（管路・マンホールポンプ）

主としてマンホールの蓋とマンホールポンプを改築する予定です。

管路本体は、60年の耐用年数を見込むため、老朽化に伴う改築は、令和29年度以降と推定されますが、使用条件により、より早く改築を要する可能性があります。

(2)ポンプ場

主として、設備を更新する予定です。

(3)処理場・浄化槽

処理場は、主として、設備を更新する予定です。

浄化槽は、更新間隔を40年とした場合、令和28年度以降に更新が必要となる見込みです。

3-4-3 耐震整備事業

令和6年度現在、公共の羽咋浄化センターの第3系列、特環の酒井浄化センターが耐震性を有する他は、耐震性が不十分です。

管きょ184kmのうち約1/3の約60kmは、平成9年度までに完成しているため、耐震性が不十分と考えられます（参照：表3.1）。

表3.1 耐震化の対象となる管きょ

| 事業 | 延長(km) | 理由 |
|----|--------|-------------------|
| 公共 | 43.4 | 平成9年度までの完成分 |
| 公共 | 10.0 | 旧農集の富永 平成8年度供用開始 |
| 特環 | 6.8 | 旧農集の中邑知 平成5年度供用開始 |
| 計 | 60.2 | |

※震災復旧の約18kmは、この表と重複がある。

※特環の約22kmは、余喜本江の事業着手が平成10年度のため、耐震化済。

※旧農集西若部の約8kmは、事業採択が平成9年7月であるため耐震化済。

※旧農集の公共接続に要した約3kmは平成28～令和元年度完成で、耐震化済。

3-4-4 耐水化

洪水ハザードマップと津波ハザードマップでは、島出ポンプ場と酒井浄化センターは浸水の可能性があるため、今後も継続的に利用する場合は、耐水化を要します。

羽咋浄化センター：浸水なし

島出ポンプ場：洪水で0.5m未満の浸水

酒井浄化センター：洪水で0.5m未満の浸水

マンホールポンプ：洪水で1～3mの浸水

3-5 組織の見通し

図 3.13 に示すとおり、本市の下水道事業に携わる職員数は、年々減少し、2 人になりましたが、復旧事業等の業務量の拡大により、4 人に増員されました。

今後も安定した下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保することが必須であるため、必要であるなら、新規採用も行い、民間委託も活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていくことが必要です。

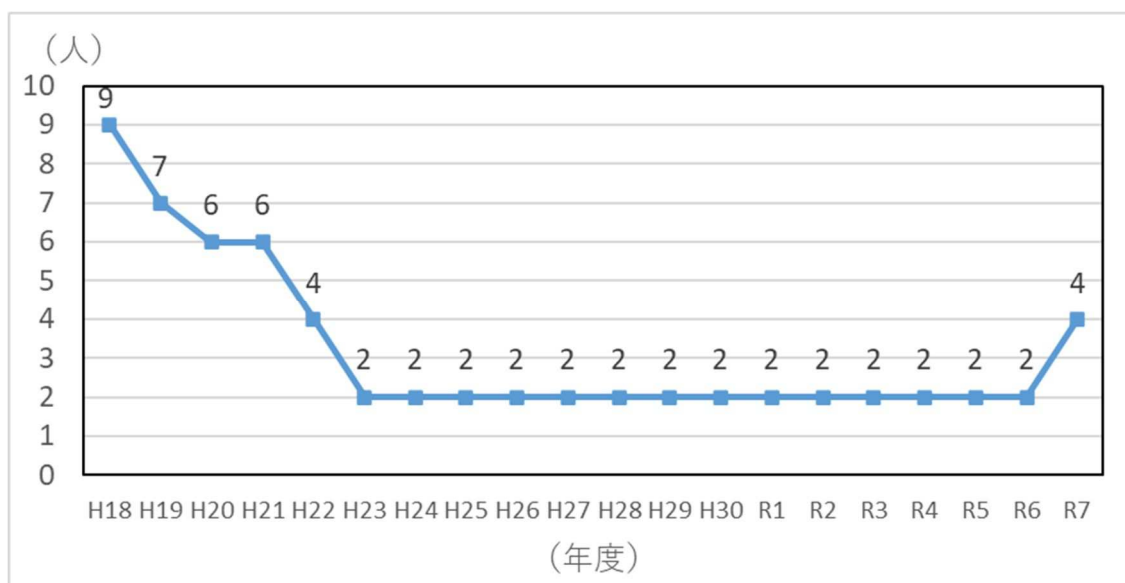


図 3.13 下水道事業職員数の推移 ※図 2.2 再掲

第4章 経営の基本方針

4-1 将来の経営課題

本市における将来の経営課題は以下のとおりです。

(1) 使用料収入の減少

人口減少の進行や節水機器の普及による有収水量の減少が続き、将来もこの傾向は続く見通しであるため、人口減少及び1人当たりの使用水量が減少する影響が大きく、使用料収入も減少していくと想定されます。

使用料収入は、令和6年度（決算）の約2億3千8百万円から令和17年度に約2億7百万円となり、約13%減少する見通しです。

(2) 下水道施設の機能維持に伴う建設改良費の増加

これまでに建設した下水道施設の機械・電気設備が今後耐用年数を迎えるため、適宜改築していく必要があります。

管路施設は、現在老朽管がありませんが、令和19年度以降に増加していくため、適宜改築していく必要があります。

また、将来、処理場の建て替えが必要となります。更に、並行して耐震整備・浸水化も進めていく必要があり、事業量が増大し、建設改良費がかさんでいくことから、各事業の効率的な建設計画の下、無駄のない投資をしていく必要があります。

(3) 事業実施のための財源の適正化

必要な事業を進めつつ、下水道経営の健全化に向けて取り組んでいくためには、下水道使用料や一般会計繰入金などの財源について、適正化に努めていく必要があります。

(4) 汚水処理の効率化

整備済地域内の未接続世帯への水洗化促進、管路の改築などの不明水対策及び処理場・ポンプ場の機器更新による性能の向上により、更なる効率的な維持管理に努めていく必要があります。

(5) 危機管理の強化

公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道1処理区が継続となる見込みのため、今後想定される地震などの災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、事業が継続できるように、管路の耐震化を進め、災害対応時の組織体制の確立を図っていく必要があります。

(6) 広域化・共同化の推進

特定環境保全公共下水道の酒井浄化センターは、公共下水道への接続による廃止を検討する予定です。

これが実現すると、処理場は羽咋浄化センター1箇所となりますが、これをゴールとせず、さらなる広域化・共同化の可能性を追求する必要があります。

(7) 組織の適正化

本市の下水道事業は民間委託を進め、事業の継続や組織の適正化を図っています。

今後も現状の体制を確保しつつ、包括的民間委託の調査研究、更なる民間委託の推進や研修会による人材の育成を検討していくことで事業規模に見合った組織体制を構築していく必要があります。

4-2 経営の基本方針

4-2-1 基本理念及び基本方針

「第6次羽咋市総合計画」において目指すべき将来都市像は、「はぐくもう #はくいびと くらしてほっと きてほっと いざ!チャレンジ #HOT羽咋」と定められていますが、下水道事業の将来像に係るものとしては、基本目標2「美しい自然と環境を守り伝える ひと・まちづくり」のひとつである「⑤適正で効率的な下水道の推進」があります。

下水道事業は、公共用水域における保全を支え、快適な生活環境を形成するための重要なライフラインであることを踏まえて、本市の経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。

基本理念

下水道サービス水準の維持及び向上を図り、羽咋市の生活環境を将来にわたり持続していきます。

基本方針

1.下水道整備事業の推進

2.下水道施設の機能維持

3.下水道事業の健全な経営

4.下水道事業の危機管理

4-2-2 経営戦略の方向性

本市の下水道事業は、社会情勢の変化に適用し、下水道事業経営の健全化へ向けた取り組みを進めていくために、本経営戦略の方向性について、基本理念及び基本方針に基づき、以下のように定めます。

(1) 下水道整備事業の推進

「羽咋市下水道事業計画」及び「アクションプラン」に基づき、下水道整備の推進を図ります。なお、単年度の費用負担が突出しないよう、投資費用の平準化を図り、効果的な下水道の整備及び普及を推進していきます。

【施策①：整備率の向上】

投資費用の平準化を図りつつ、近年の実績に準じた整備量を確保することで、整備率の向上に努めます。

【施策②：コスト縮減】

施工環境に応じて、管路の工事手法を検討し、コスト縮減に努めます。

(2) 下水道施設の機能維持

下水道サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、下水道施設の污水处理としての機能を維持していくことが必要となるため、ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づく下水道施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を実施します。

また、地震が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、事業が継続できるように、耐震整備計画により、効率的な下水道施設の耐震化を図ります。

【施策①：管路の老朽化対策】

今後、増加していく見通しである老朽管について、計画的な調査・点検を行い、効率的な管路の改築・修繕を実施します。

【施策②：ポンプ場・処理場設備の効率的な改築及び施設管理】

耐用年数を経過した各設備について、劣化状況や運転時間も踏まえ、総合的な観点から判断し、効率的・効果的な改築を実施します。

また、今後、人口減少や節水機器の導入により、汚水量の減少が見込まれるため、改築時期を迎えた施設の改築の際には、ポンプなどの機器の能力が適正か判断し、合理化やダウンサイジングの検討を行います。

更に、各設備の点検や改築に関する情報を設備台帳として整理の上、情報の共有及び今後の改築に関する調査・点検にも活用し、効率的な施設管理を実施します。

なお、本計画期間外となりますが、将来的に処理場の建て替えが必要となるため、更新需要に備えるとともに、将来予測に基づいた適正な規模の改築を検討します。

(3) 下水道事業の健全な経営

将来に渡り、安定した下水道サービスを提供し、サービスの水準を維持しつつ向上に努めていくため、下水道事業経営の健全化を目指し、污水处理の効率化、財源の適正化、職員の能力向上を図っていきます。

【施策①：污水处理の効率化】

整備済地域内には、およそ2,000人（令和6年度）が未接続のため、引き続き啓発活動を行い、水洗化の促進に努めるとともに、汚水処理の効率化により、経費の節減を図り経費回収率の向上に努めます。

【施策②：財源の適正化】

使用料単価は、平成6年度の供用開始以後、平成9年と平成26年に改定され、令和7年で11年経過しました。全国の事例の平均値によるなら、3年後に改定することも考えられます。

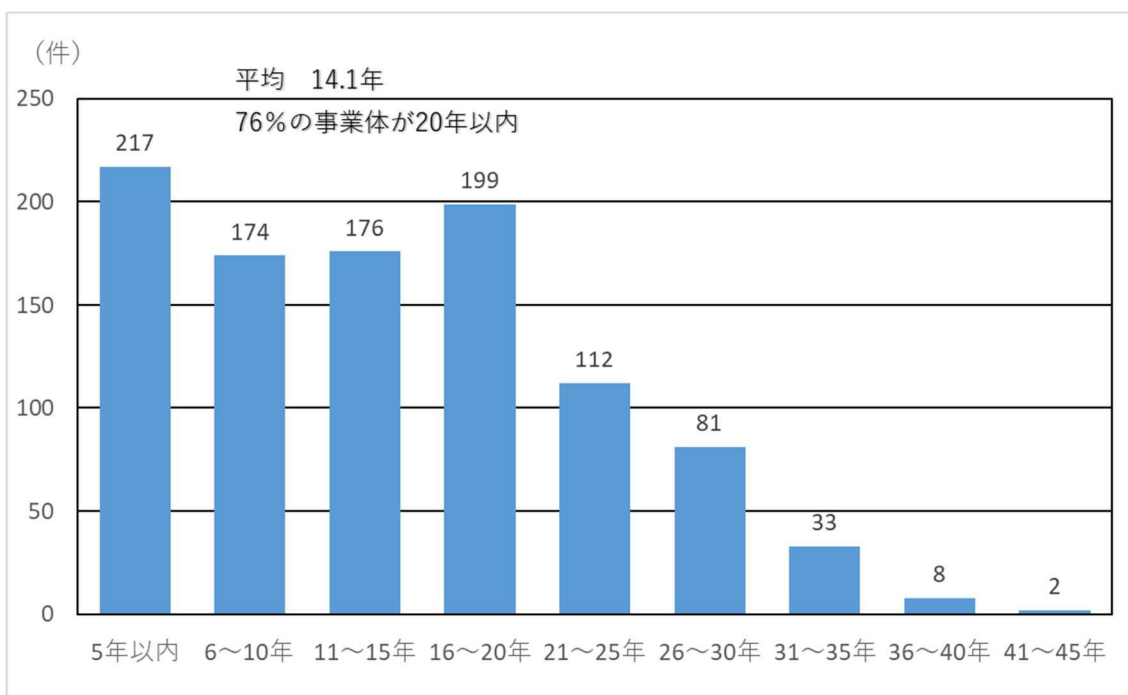


図 4.1 現行単価施行年月日から令和5年度末までの経過年数
 ※令和5年度 地方公営企業年鑑 法適用 公共下水道 1002 事業体

近年の物価高騰を考慮すると、一般会計繰入金（基準外）の削減をするためには、使用料収入をこれ以上減らさないように、10～20%程度の改定が必要と考えられます。

一般会計繰入金（基準外）は、約3億円程度まで増加した後、減少する見込みですが、物価高騰の状況によっては、それ以上となる可能性があります。

令和6年度に建設改良で5,260万円、資本費平準化債で約2億4,010万円を起債しています。資本費平準化債は、元金償還を後年度に繰り延べる効果があり、一般会計繰入金（基準外）を抑制しています。

【施策③：職員の能力向上】

本市の下水道事業は、最少の職員配置の下で効率的な事業実施に努めていますが、社会情勢の変化にも対応しつつ事業を継続していくために、積極的に情報収集を行いつつ、職員の採用や育成を図っていきます。

(4) 下水道事業の危機管理

災害発生時にも、職員が臨機応変に対応し、下水道施設の被害を最小限にとどめ、下水道が担うべき機能が維持できるよう、危機管理の強化を図っていきます。

【施策①：下水道施設の効率的な耐震化・災害対策】

耐震整備計画に基づき、優先度の高い重要な幹線管路の耐震化を進め、補強や改築の必要な箇所を計画的に整備することで、大規模地震発生に備え強靱化を図ります。

【施策②：災害時や停電時の対応や組織体制の強化】

下水道 BCP*に基づき、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、必要に応じて計画及び各種マニュアルを見直すとともに、地震発生時に、適確な対応ができるよう、委託業者や協定企業などと連携し、下水道施設（処理場・ポンプ場・管路など）が被災した場合を想定した訓練を実施し、課題の洗い出しをするなどの緊急時の組織体制強化に努めていきます。

〈用語解説〉

【下水道 BCP】

下水道 BCP（業務継続計画：Business Continuity Plan）とは、災害の影響によって下水道の機能が低下した場合であっても、下水道の業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早急に復旧させることを目的とした計画である。

第5章 投資試算

5-1 投資試算の経営目標

投資試算の経営目標は以下に示すとおりです。

| 経営目標 |
|--|
| ○効果的な下水道の整備及び普及を進めつつ、既存の下水道施設の耐震化・耐水化に努めるとともに、機能維持を図ります。 |
| ○建設改良費を平準化し、効率的及び確実な下水道事業の実施を図ります。 |

5-2 投資試算

建設改良費は、令和8年度から令和17年度の10年間で約112億円が必要と試算しています（令和7年度以降に継続的な物価上昇3%を見込む）。

建設事業としては、複数の事業を並行して実施していく必要があります。平成25～令和4年度の10ヶ年の建設改良費の平均は1億円程度でしたが、今後は災害復旧があるため、15倍以上まで増加した後、減少することが予想されます。

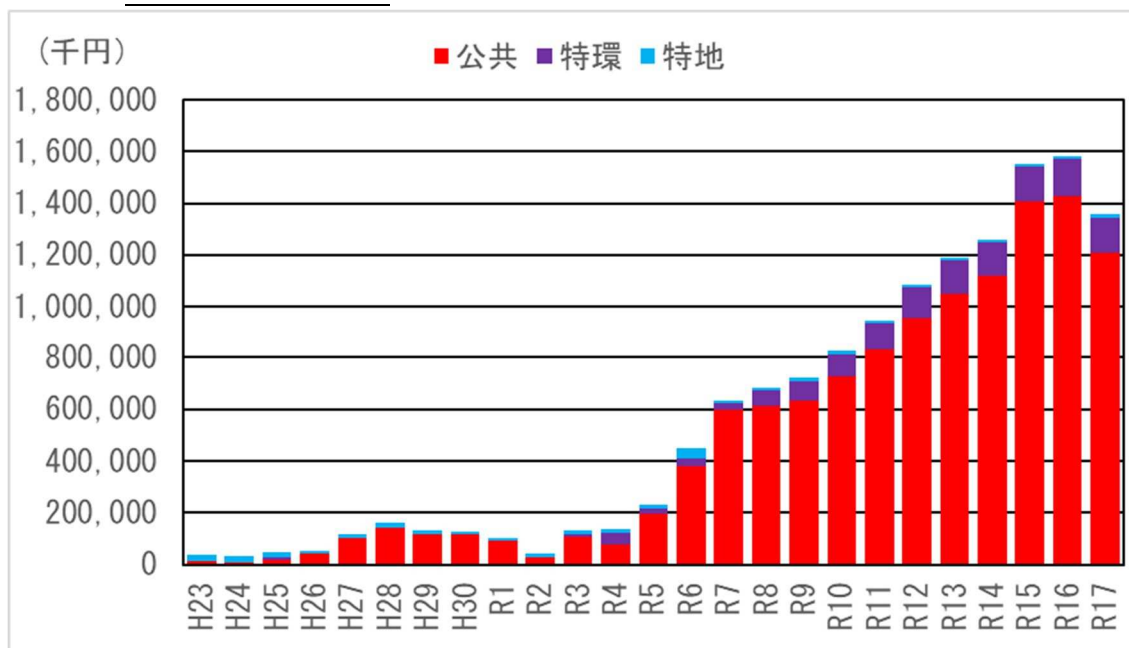


図 5.1 建設改良費の推移（令和7年度以降に継続的な物価上昇3%見込む）

5-2-1 新設事業

(1)管渠（管路・マンホールポンプ）

管渠（公共柵を含む）は、年間5千万円～1億円が見込まれます。

(2)ポンプ場

整備済のため、新設は計上しません。

(3)処理場・浄化槽

特定環境保全公共下水道酒井浄化センターを、羽咋処理区に接続する検討を予定します。

浄化槽は、特定地域生活排水で令和17年度までに年間5～7基を目安に新設の見込みです。年間1千万円程度が見込まれます。

5-2-2 改築事業

(1)管渠（管路・マンホールポンプ）

主としてマンホールの蓋とマンホールポンプを改築する予定です。年間1千万円～2千万円が見込まれます。

(2)ポンプ場

主として、設備を更新する予定です。

(3)処理場・浄化槽

処理場は、主として、設備を更新する予定です。

浄化槽は、更新間隔を40年とした場合、令和28年度以降に年間15～20基が必要となる見込みです。

5-2-3 復旧事業

復旧工事は約86億円（令和6年度価格）を要するとされています。

令和6年度価格で污水管きよ約77億円、処理場約5億円、雨水管きよ約4億円とされています。

5-2-4 耐水化

島出ポンプ場に約5千万円(令和6年度価格)を見込みます。

5-2-5 職員給与費

企業会計に移行した平成23年度以降、職員給与費は公共の収益勘定にだけ計上しており、建設改良費が急増した令和6年度も同様でした。そのため、建設改良費には職員給与費を計上していません。

5-3 投資以外の経費

投資以外の経費のうち、維持管理費（職員給与、動力費・修繕費・その他経費（委託料など））と利払いについて、図 5.2 に示すとおり、3%の物価上昇を見込み、令和8年度から令和17年度の10年間で約26億7千万円が必要と試算しています。

令和17年度には、令和6年度より財政負担が1億円以上増加し、危機的状況となります。

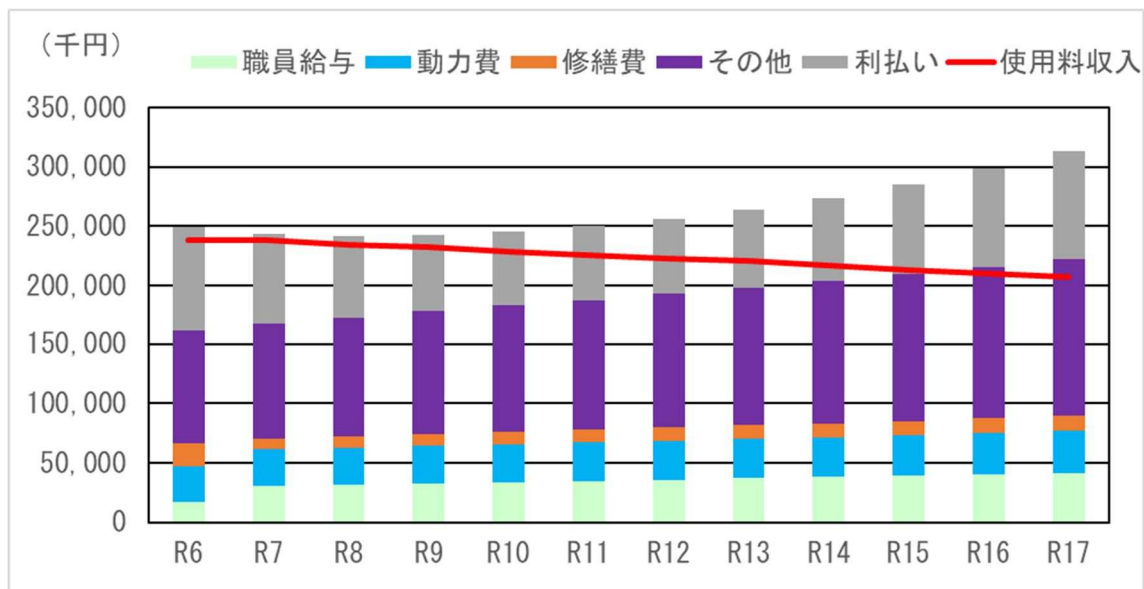


図 5.2 維持管理費の推移

5-2-6 職員給与費（損益勘定職員）

民間に委託可能な業務は、民間へシフトしていくことを調査研究していきますが、業務量の拡大に対応するため、職員数を増員するとともに、3%の物価上昇を考慮し、令和8年度から令和17年度で約3億7千万円と試算しています。

5-2-7 動力費

流入汚水量の推移に合わせて変動していくと想定し、3%の物価上昇を想定し、令和8年度から令和17年度で約3億3千万円と試算しています。

5-2-8 修繕費・材料費

今後継続して下水道事業を実施していく上で、3%の物価上昇を想定し、令和8年度から令和17年度で約1億1千万円と試算しています。

5-2-9 その他経費（委託料など）

3%の物価上昇を想定し、令和8年度から令和17年度で約11億5千万円と試算しています。

5-2-10 減価償却費

有形固定資産（下水道施設）について、将来分は定額法で算出し、過年度分を合わせて計上しており、令和8年度から令和17年度で約57億円と試算しています。

5-2-11 企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債*は下水道事業債*、資本費平準化債*から成ります。今回は、一部、災害復旧事業債*を利用します。将来分は、以下の条件で元利償還を算定しました。

利払いは、利率の上昇を見込み、令和8年度から令和17年度で約7億1千万円と試算しています。

表 5.1 企業債償還条件

| 名称 | 分類 | 金利 (%) | 上昇幅 (%) | 上限 (%) | 償還年数 (年) | 据置年数 (年) | 償還方式 |
|---------|-------|--------|---------|--------|----------|----------|------|
| 下水道事業債 | 構築物 | 2.10 | 0.30 | 4.00 | 30 | 5 | 元利均等 |
| 下水道事業債 | 機械・装置 | 1.00 | 0.20 | 4.00 | 12 | 3 | 元利均等 |
| 災害復旧事業債 | 全事業 | 1.58 | 0.20 | 4.00 | 15 | 3 | 元利均等 |
| 資本費平準化債 | 全事業 | 0.80 | 0.20 | 4.00 | 15 | 3 | 元金均等 |

※金利は、令和6年度実績。1年ごとに上昇。上限に達した以後は上限で推移とする。

〈用語解説〉

【企業債】

地方公共団体が、施設の建設に要する資金に充てるための借入金を示す。

【下水道事業債】

下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行される企業債。

【下水道事業債特別措置分】

下水道事業において、平成18年度に地方財政措置が見直されたことにより、平成17年度までの財政措置との間に生じる差額を起債対象として発行される企業債。財政措置変更に伴う差額を補う役割を担う。本市では過去に利用したが、現在は利用していない。

【災害普及事業債】

公共施設の災害復旧事業に適用される地方債。元利償還金の95%が基準財政需要額に算入される。令和6年度より適用あり。

【資本費平準化債】

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担を全て現在の使用者に求めると、下水道使用料を高くせざるをえず、将来世代の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費*の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。

【資本費】

下水道施設を建設するために借り入れた企業債の支払利息及び減価償却費を示す。

【元利均等】

償還1回ごとの元金償還と利払いの合計が一定になる償還方式。

【元金均等】

償還1回ごとの元金償還が一定になる償還方式。資本費平準化債に適用。

第6章 財源試算

6-1 財源試算の経営目標

財源試算の経営目標は以下に示すとおりです。

経営目標

- 経営の効率化を進め、企業債については適正な水準を検討し、一定の資金残高を確保することで健全な下水道事業経営を目指します。
- 長期的に一般会計繰入金（基準外）を減額し、財源の適正化を図ります。

6-2 財源試算

地方公営企業がその経営に必要なとする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、他会計繰入金、企業債があり、その他の財源としては、国庫補助金、受益者負担金・分担金などが挙げられます

他会計繰入金*は総務省が定める基準内繰入金*とそれ以外の基準外繰入金*があります。基準外繰入金は、長期的に減額を図ります。

企業債は下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行しますが、建設改良費を平準化することで発行額の適正化を図り、計画的に償還（返済）していくことで、企業債残高を減額させていく計画としています。

その他の財源については、国庫補助金は国土交通省の基準、また、受益者負担金・分担金は市の実績に基づき試算しています。

〈用語解説〉

【 他会計繰入金（基準内・基準外） 】

一般会計が負担する経費であり、「基準内」は下水道経営に伴う収入をもって充てることが適当でないと認められる経費。総務省の基準に基づく。「基準外」は「基準内」に該当しない経費であり、地方公共団体が任意で繰入を行う。

- ・一般会計繰入金（基準内）：収支計画表上の他会計負担金（収益的収支*）、他会計出資金（資本的収支*）が該当する。
- ・一般会計繰入金（基準外）：収支計画表上の他会計補助金（収益的収支）が該当する。

【 収益的収支 】

維持管理や料金徴収など、経営活動に係る収入と支出を示す。

【 資本的収支 】

施設の建設に係る支出とその財源となる収入を示す。

6-3 財政収支の見通し

試算した投資・財源額を基に、計画期間10年間の財政シミュレーションを行い、収益的収支と資本的収支について収支計画を策定しました。

6-3-1 収益的収支

図6.1に示すとおり、収益的収支については一般会計繰入金（基準外）が約3億2千万円に増加した後、減少する見込みです。

表 6.1 収益的収支の推移

単位：千円

| | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|-----|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 収入 | 使用料収入 | 238,291 | 238,166 | 234,879 | 232,885 | 228,836 | 226,194 | 223,178 | 220,432 | 216,698 | 213,091 | 210,075 | 207,497 |
| | 受託工事収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 他会計補助金 | 452,271 | 539,656 | 559,569 | 593,035 | 599,173 | 574,866 | 544,269 | 519,132 | 502,044 | 487,069 | 443,820 | 397,085 |
| | その他補助金 | 2,772 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 長期前受金戻入 | 157,959 | 164,791 | 167,873 | 171,061 | 174,017 | 173,379 | 174,093 | 178,633 | 183,576 | 190,138 | 204,004 | 217,903 |
| | その他 | 459 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 | 585 |
| | 収入計 | 854,766 | 943,198 | 962,906 | 997,566 | 975,024 | 942,125 | 918,782 | 902,903 | 890,883 | 858,484 | 823,070 | 823,070 |
| 支出 | 職員給与 | 17,752 | 31,084 | 32,016 | 32,977 | 33,966 | 34,985 | 36,035 | 37,115 | 38,229 | 39,376 | 40,557 | 41,774 |
| | 動力費 | 29,326 | 30,260 | 30,704 | 31,333 | 31,674 | 32,215 | 32,709 | 33,233 | 33,626 | 34,010 | 34,499 | 35,059 |
| | 修繕費 | 20,002 | 9,282 | 9,599 | 9,919 | 10,251 | 10,593 | 10,947 | 11,305 | 11,674 | 12,056 | 12,450 | 12,857 |
| | 材料費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 94,331 | 96,886 | 99,997 | 103,171 | 106,446 | 109,825 | 113,311 | 116,868 | 120,535 | 124,319 | 128,220 | 132,244 |
| | 減価償却 | 488,000 | 496,108 | 508,236 | 520,398 | 531,795 | 537,175 | 546,151 | 564,223 | 584,398 | 607,213 | 642,083 | 677,432 |
| | 支払利息 | 88,419 | 76,054 | 69,721 | 65,017 | 63,271 | 62,373 | 62,821 | 65,545 | 69,962 | 75,822 | 82,888 | 91,163 |
| | その他 | 278 | 287 | 295 | 303 | 313 | 322 | 332 | 342 | 352 | 363 | 374 | 385 |
| | 支出計 | 738,108 | 739,961 | 750,568 | 763,118 | 777,716 | 787,489 | 802,307 | 828,630 | 858,776 | 893,159 | 941,071 | 990,913 |
| | 経常損益 | 116,658 | 203,237 | 212,338 | 234,448 | 224,895 | 187,535 | 139,819 | 90,151 | 44,128 | -2,276 | -82,587 | -167,843 |
| 繰入金 | 基準内繰入金 | 230,148 | 230,106 | 246,329 | 269,039 | 301,361 | 316,287 | 348,898 | 389,052 | 426,567 | 453,277 | 419,291 | 376,457 |
| | 基準外繰入金 | 230,501 | 309,550 | 313,240 | 323,996 | 297,812 | 258,579 | 195,371 | 130,080 | 75,477 | 33,791 | 24,529 | 20,628 |
| | 計 | 460,649 | 539,656 | 559,569 | 593,035 | 599,173 | 574,866 | 544,269 | 519,132 | 502,044 | 487,069 | 443,820 | 397,085 |

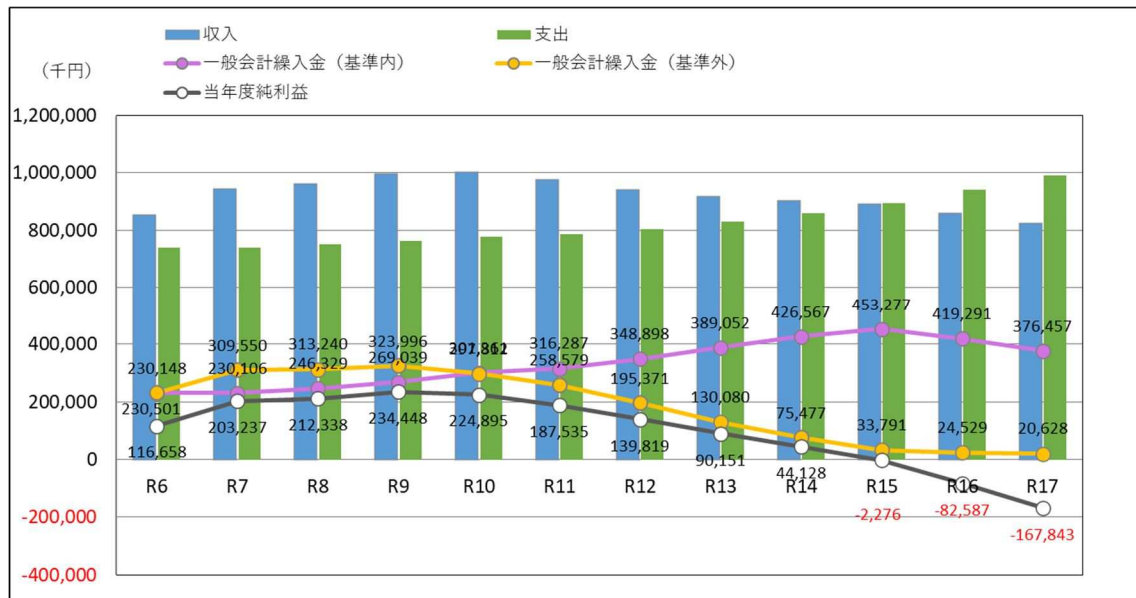


図 6.1 収益的収支の推移

6-3-2 資本的収支

図 6.2 に示すとおり、資本的収支においては、支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、損益勘定留保資金*と利益剰余金*を補填財源として計上することで、収支均衡（ゼロ）を図ります。

なお、一般会計繰入金（基準内、基準外）は現状の額から減少で推移していく計画となります。

表 6.2 資本的収支の推移

単位：千円

| | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収入 | 企業債 | 292,700 | 375,080 | 336,675 | 298,403 | 286,267 | 279,243 | 308,974 | 329,119 | 358,069 | 495,934 | 501,568 | 382,788 | |
| | うち資本費平準化債 | 240,100 | 193,800 | 142,000 | 94,500 | 55,200 | 16,900 | 10,700 | 4,800 | 5,400 | 5,600 | 6,200 | 6,000 | |
| | 他会計補助金 | 127,729 | 110,008 | 106,377 | 96,556 | 81,118 | 82,086 | 69,913 | 59,153 | 56,829 | 64,807 | 83,609 | 107,933 | |
| | 国補助金 | 482,354 | 450,934 | 488,333 | 515,329 | 593,030 | 682,697 | 786,165 | 862,635 | 903,461 | 1,032,207 | 1,055,378 | 975,330 | |
| | 固定資産売却代金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 工事負担金 | 20,104 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 0 | 2,266 | 2,334 | 1,967 | 2,026 | 2,086 | 2,149 | 1,845 | 5,627 | 31,127 | 30,288 | 4,864 | |
| 収入計 | | 922,887 | 938,288 | 933,719 | 912,255 | 962,441 | 1,046,112 | 1,167,201 | 1,252,752 | 1,323,986 | 1,624,075 | 1,670,843 | 1,470,915 | |
| 支出 | 建設改良費 | 450,829 | 634,480 | 685,342 | 721,200 | 826,123 | 947,127 | 1,086,588 | 1,188,796 | 1,261,756 | 1,553,666 | 1,581,032 | 1,356,984 | |
| | 企業債償還金 | 873,994 | 835,798 | 798,454 | 772,591 | 716,693 | 647,967 | 590,087 | 537,609 | 501,319 | 453,859 | 414,804 | 400,554 | |
| | 支出計 | | 1,324,823 | 1,470,278 | 1,483,796 | 1,493,791 | 1,542,816 | 1,595,094 | 1,676,675 | 1,726,405 | 1,763,075 | 2,007,525 | 1,995,836 | 1,757,538 |
| | 不足額 | | 401,936 | 531,990 | 550,077 | 581,536 | 580,375 | 548,982 | 509,475 | 473,653 | 439,090 | 383,450 | 324,993 | 286,622 |
| 補填財源 | 損益勘定留保資金 | 327,253 | 331,013 | 340,322 | 349,337 | 357,224 | 363,440 | 371,800 | 385,568 | 400,822 | 363,710 | 316,397 | 284,386 | |
| | 利益剰余金処分額 | 15,515 | 200,911 | 209,682 | 232,118 | 223,061 | 185,444 | 137,568 | 87,969 | 38,268 | 19,740 | 8,596 | 2,236 | |
| | 繰越工事資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 63,556 | 66 | 73 | 81 | 90 | 98 | 107 | 116 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | | 406,324 | 531,990 | 550,077 | 581,536 | 580,375 | 548,982 | 509,475 | 473,653 | 439,090 | 383,450 | 324,993 | 286,622 |
| 繰入金 | 基準内繰入金 | 127,729 | 110,008 | 106,377 | 96,556 | 81,118 | 82,086 | 69,913 | 59,153 | 56,829 | 64,807 | 83,609 | 107,933 | |
| | 基準外繰入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | | 127,729 | 110,008 | 106,377 | 96,556 | 81,118 | 82,086 | 69,913 | 59,153 | 56,829 | 64,807 | 83,609 | 107,933 |

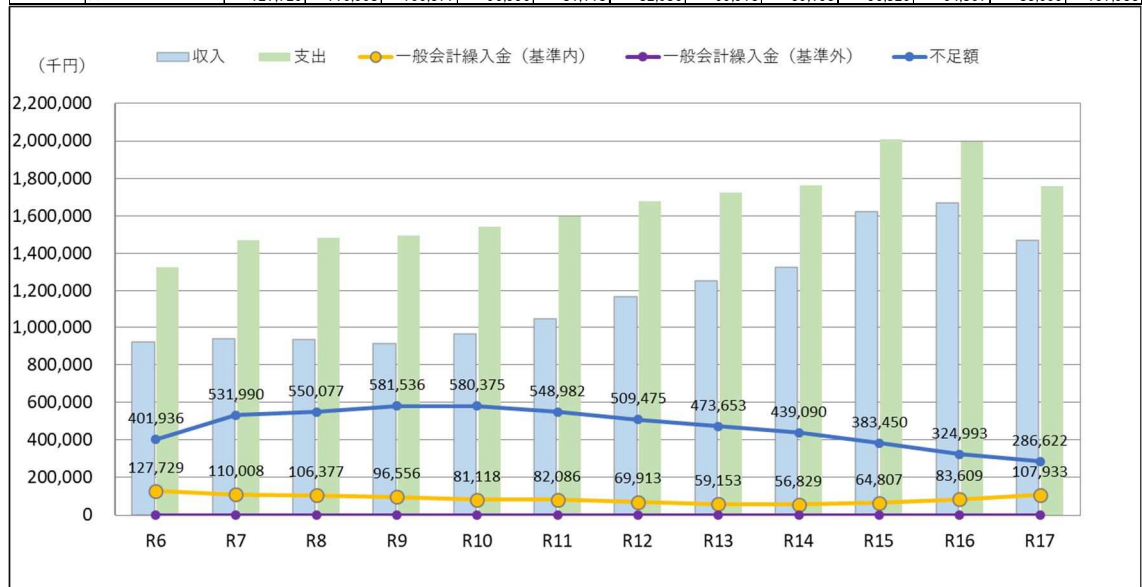


図 6.2 資本的収支の推移

不足額は、損益勘定留保資金と利益剰余金の処分等で補填される見込みです。

不足額を補填しても余る分は、次年度以降で補填財源が不足した場合に利用される見込みです。

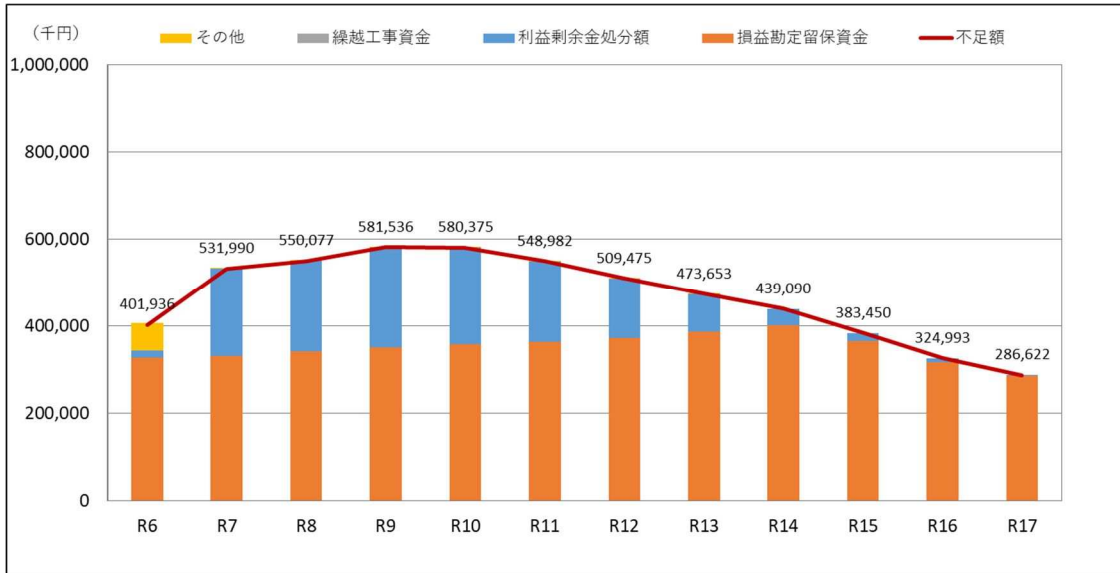


図 6.3 不足額と補てん財源の推移

6-3-3 現金及び預金の見通し

健全な下水道経営を実施していくためには、一定の現金及び預金を確保しておくことが必須となります。平成23年度から令和5年度の平均は約3億1千万円。比較的多かった平成30年度に約5億3千万円、令和5年度に約4億7千万円でした。令和6年の地震の対応のため、令和6年度に著しく減少しました。

膨大な復旧事業（参照：図5.1）を円滑に進めるために、過去を上回る現金及び預金が必要になるとも考えられます。

ただし、基準外繰入の削減を優先することも可能であり、無制限に増加することはない見込みです。

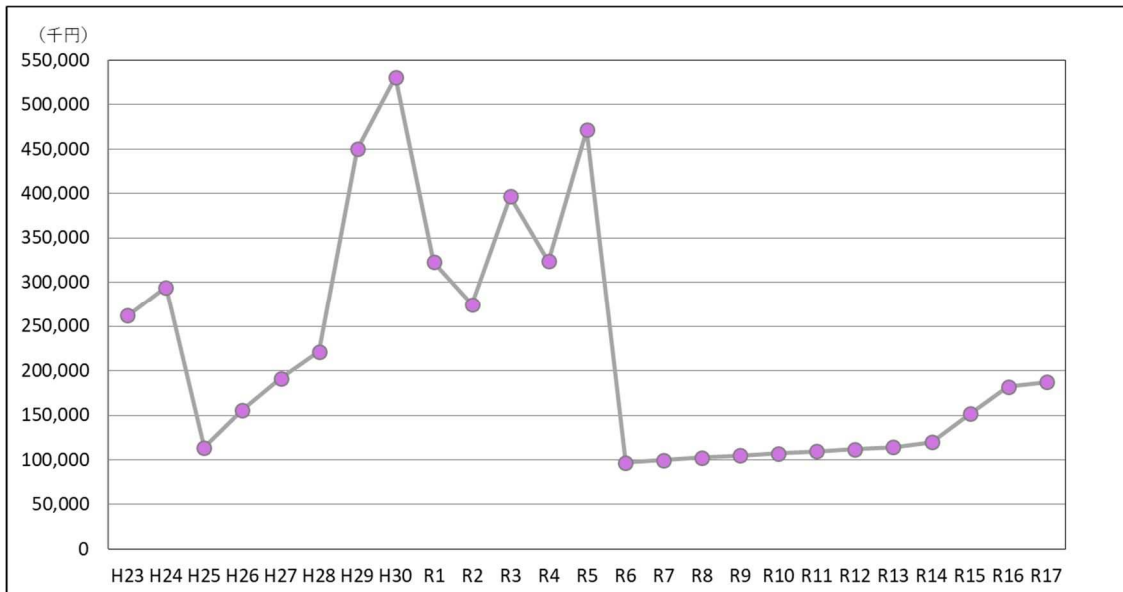


図 6.4 現金及び預金の推移

〈用語解説〉

【 損益勘定留保資金 】

減価償却費などの現金支出を伴わない支出と、長期前受金戻入*などの現金収入がない収入との差額によって生じる企業内に留保される資金のこと。内部留保資金とも称する。

損益勘定留保資金＝減価償却－長期前受金戻入

【 長期前受金戻入 】

固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益である。

【 利益剰余金 】

収益的収支で、収入が支出を上回った時に生じる利益。繰越可能。資本的収支の不足額を補填することがある。

6-3-4 企業債などの見通し

企業債、企業債償還金、企業債残高の推移は図 6.5 に示すとおりとなります。

企業債については、下水道施設は一度整備しますと長期にわたり使用していきまので、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、効率的な下水道事業の実施に併せて適正化し、計画的に発行していきます。その結果、令和 8 年度は約 3 億 4 千万円を借入する可能性があります。令和 8 年度から令和 17 年度の間は毎年約 3～5 億円で推移していく計画となります。

企業債償還金は令和 6 年度の約 8 億 7 千万円から減額していき、令和 17 年度には約 4 億円となります。

企業債残高は令和 6 年度の約 5 4 億円から令和 17 年度には約 2 7 億円に減額していきます。将来的には、設備と管きよの更新が多くなると、再び増加する可能性があります。

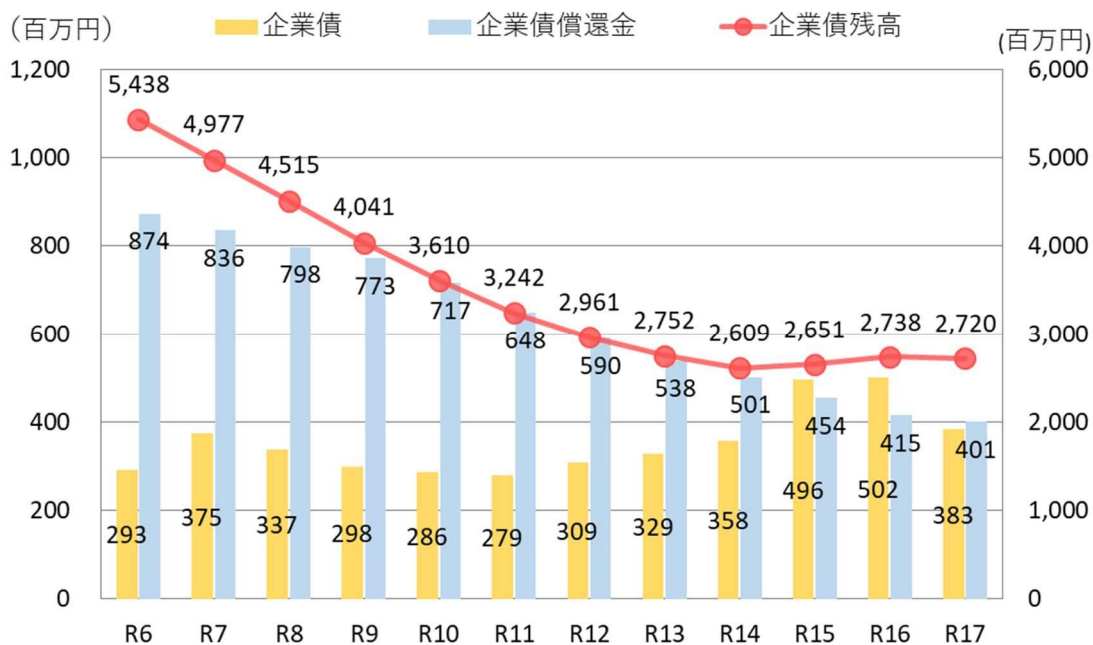


図 6.5 企業債・企業債償還金・企業債残高の推移

第7章 今後の取り組み

7-1 今後の投資についての取り組み

7-1-1 民間活力の活用

事業の効率化のため、PPP・PFI*のうち、DBO*や包括的民間委託*など、最新の動向を調査・研究しながら効率的な経営手法を検討し、直営・委託のいずれが最良かを見極め、必要に応じて導入していきます。

7-1-2 投資の平準化

持続可能な下水道事業を実施していく中で、選択と集中により経営状況を踏まえながら、事業の優先度を見極め、投資の平準化を図っていきます。

7-1-3 施設・設備の合理化（スペックダウン）

今後、人口減少や節水機器の導入により、汚水量の減少が見込まれるため、改築時期を迎えた施設の改築の際には、ポンプなどの機器の能力が適正か判断し、合理化の検討を行います。

7-1-4 その他

今後の基本計画見直し（概ね10年毎）及び事業計画の変更（概ね5年毎）において、広域化を含む、効率的な下水道整備区域を検討していく予定です。

〈用語解説〉

【 PPP・PFI 】

PFI (Private Finance Initiative) とはPPPの一つの手法で、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営などに民間の資金とノウハウを投入して実施するものである。

【 DBO 】

DBO (Design Build Operation) とはPPPの一つの手法で、公共が資金調達を行い、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を民間事業者に委託するものである。

【 包括的民間委託 】

PPPの一つの手法で、民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件として課す性能発注の考え方に基づく委託方式であり、下水処理場の運転・維持管理を民間事業者の裁量に任せることで、効率化を図るものである。

7-2 今後の投資以外の経費についての取り組み

7-2-1 民間活力の活用

維持管理については、今後も、民間への個別委託を継続しますが、引き続き経費節減や持続可能な維持管理に努めながら、より効率的な維持管理手法を調査・研究していきます。

よって、投資についての取り組みと同様に、DBO や包括的民間委託、ウォーターPPP* など、先進自治体の動向を研究しながら省力化を検討する中で必要に応じて導入し、事業の効率化を図ります。

7-2-2 職員給与費

現状の体制を確保しつつ、適正な人員配置・定数の下で職員給与費の適正化に努めていきます。

7-2-3 動力費・修繕費

今後、ストックマネジメント計画に基づく改築計画による事業を実施していく中で、各費用について以下の方針で取り組んでいく予定です。

(1) 動力費

原油価格などの影響により、変動要因はありますが、必要に応じて契約内容の見直しや、脱炭素化の図られる高効率・省エネルギー型機器の導入についても検討し、動力費の抑制に努めていきます。

(2) 修繕費

効率的な下水道施設の改築・修繕を実施していくことにより、施設の長寿命化を図りながら修繕費の抑制に努めていきます。

7-2-4 委託費

今後の経営状況を見据えながら、必要に応じて発注手法及び委託期間の検討を行い、委託費の抑制に努めていきます。

〈用語解説〉

【 ウォーターPPP 】

PPP の一つの手法で、公共施設等運営事業（コンセッション方式）[レベル4]と管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]を総称した官民連携方針である。

7-3 今後の財源についての取り組み

7-3-1 使用料の見直し

平成23年度に企業会計に移行してから令和6年度末まで、使用料収入が維持管理費を上回ってきました。

使用料収入 > 維持管理費 = 管渠費 + ポンプ場費 + 処理場費 + 業務費 + 普及促進費 + 総係費

今回の経営戦略では、使用料の見直しがないとして計算していますが、物価水準の変動によっては、使用料収入と維持管理費の大小関係の逆転があり得ます。これは、基準外繰入の増加を意味し、事業継続を困難にする可能性があります。

7-3-2 資産活用

現在、処理場用地で太陽光発電を行う等の資産活用は行っていません。

7-3-3 その他

平成16年度より資本費平準化債を利用し、元金償還を合理化してきました。今後も、資本費の負担を平準化するために活用する見込みです。

7-4 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定

ロードマップとは、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものです。

国交省所管事業については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定することが交付要件となっています。

令和2年7月22日の国交省の事務連絡では、以下の1)2)いずれかに該当する場合は、**公共と特環**の社会資本整備総合交付金の重点配分の対象から外れることとなった。

1)ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。→**業績目標達成が必要。**

2)令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり^{注1)}、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定^{注2)}を行っていない場合。

→**公共と特環は使用料単価(本体)が150円/m³以上のため、重点配分から外れない。**

参照：表3.3 使用料単価

注1) 150円は、本体価格。※令和2年7月22日の事務連絡の2枚目フローチャートによる

注2) 消費税改定を除く。 ※令和2年7月22日の事務連絡の3枚目下から2行目による

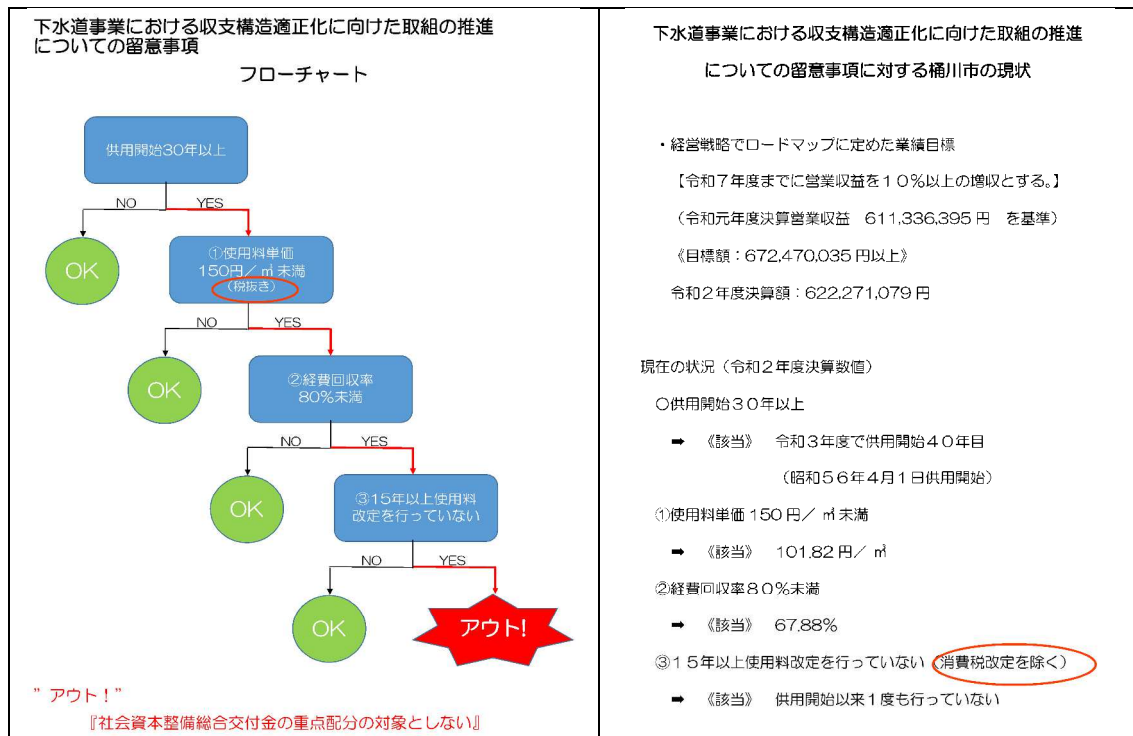


図7.1 注1)の根拠

図7.2 注2)の根拠

経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率向上に向けたロードマップ(案) 公共下水道事業

| 区分 | 実績 | | | | | 計画・目標 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--------|--------|-------|--------|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | |
| 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費回収率の向上 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | |
| | 119.7% | 128.8% | 128.9% | 80.2% | 105.8% | 経費回収率の90%以上達成 | | | | | | | | | | | |
| 取組内容 | 本市では健全な事業運営継続に向けた取組みの一環として、平成26年度に下水道使用料の改定を実施し、平成27年度から経費回収率100%を達成し、現在に至っています。今後は、物価上昇等を考慮し90%以上達成を目標とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

経費回収率向上に向けたロードマップ(案) 特定環境保全公共下水道事業

| 区分 | 実績 | | | | | 計画・目標 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--------|--------|-------|--------|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | |
| 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費回収率の向上 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | |
| | 164.5% | 124.8% | 141.1% | 99.5% | 155.3% | 経費回収率の90%以上達成 | | | | | | | | | | | |
| 取組内容 | 本市では健全な事業運営継続に向けた取組みの一環として、平成26年度に下水道使用料の改定を実施し、平成29年度から経費回収率100%を達成し、現在に至っています。今後は、物価上昇等を考慮し90%以上達成を目標とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 実績 | | | | | 計画・目標 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|----|-----------|----|----|-------|----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | |
| 収支構造の改善の要否等についての定期的な検証・見直し | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営戦略計画期間 | 前期(H29~R3) | | 後期(R4~R8) | | | | | 見直し計画 (R8~R17) | | | | | | | | | |
| 経営戦略策定・改定 | | | | | | 改定 | | | | | | 改定 | | | | | |
| 取組内容 | 本市では平成28年度に平成29年度から平成38年度（令和8年度）までの10年間の計画期間とする経営戦略を策定しました。計画期間を令和8年度から令和17年度の10年間とする見直し計画に改定を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

図 7.3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

第8章 経営戦略の検証

経営戦略は策定後、概ね5年毎に見直しを実施することになっているため、計画策定・改定から5年経過したとき、または大幅な制度改正や社会情勢の変化等により計画の見直しが必要になったときは適切な経営戦略となっているかの検証を行います。

8-1 情報発信

経営戦略の改定を行った際は、本市のホームページなどの各媒体にて公表し、速やかに市民へお知らせします。

8-2 実効性のあるPDCAサイクルの確立

図8.1に示すとおり、今回改定した経営戦略（Plan）に基づき、下水道事業の実施及び事業運営を行って行く中で（Do）、収支計画表と実績との比較検証を実施しつつ（Check）、その結果を次の経営戦略見直しに反映していく（Action）というPDCAサイクルを構築していきます。

併せて、各種関連計画の見直しも実施しつつ、経営の健全化に向けた取り組みを進めていきます。



図 8.1 下水道事業経営戦略のPDCAサイクル

羽咋市下水道事業経営戦略

平成 29 年（2017 年）3 月策定
令和 7 年（2025 年）9 月改定

羽咋市産業建設部上下水道課

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア 200 番地 庁舎 2 階

TEL 0767-22-7133
